

第4期ねやがわ男女共同参画プラン  
(答申案)

平成22(2010)年10月

# 目 次

第1章 プランの基本的な考え方 .....	1
1. プラン策定に当たって .....	1
2. 基本理念 .....	1
3. プランの目指す姿 .....	2
4. プラン策定の背景 .....	3
(1) 国際的・国内的な動き .....	3
(2) 寝屋川市の取組（第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進期間を終えて） ...	4
5. プランの概要 .....	5
(1) プラン策定の経緯 .....	5
(2) プランの位置付け .....	5
(3) プランの構成 .....	6
(4) プランの期間 .....	6
第2章 市の男女共同参画に関する現状と課題.....	7
1. 市を取り巻く男女共同参画に関する現状.....	7
(1) 依然として低い 男女の地位の平等感.....	7
(2) 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行.....	8
(3) 家族形態の多様化、意識の変化.....	10
第3章 プランの体系 .....	11
1. プランの体系図 .....	11
2. 基本目標と施策の方向 .....	14
I. 男女が共に参画する社会づくり.....	14
II. 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造.....	18
III. 働く場での男女共同参画の推進.....	28
IV. 仕事と生活の調和の実現 .....	34
V. あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備.....	38
VI. 生涯を通じた心と身体健康づくり.....	46
VII. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶.....	49
第4章 プランの推進 .....	58
1. 男女共同参画推進体制の確立 .....	58
2. プランの進行管理 .....	58
3. 目標数値を設定する施策 .....	59
4. 市民・関係機関等との連携 .....	600
参考資料 .....	611

# 第1章 プランの基本的な考え方

---

## 1. プラン策定に当たって

本プランは、「男女共同参画社会づくり」を寝屋川市で具体的に推進するためのものです。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と言えます。そのために、基本理念の8項目を基本に、あらゆる施策・制度に男女共同参画の視点を反映させるよう取り組みます。

## 2. 基本理念

### (1) 男女の人権が保障される社会づくりを進める

女性も男性も、~~それぞれの性に誇りと自信がもて、~~個人としての尊厳が重んじられることが大切です。一人ひとりの人権が保障される社会づくりを進めます。

特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）以下「DV」）やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を始めとする、様々な暴力が根絶される社会を目指します。

### (2) あらゆる施策にジェンダー（社会的・文化的性別）による格差是正の視点を確立する

女性も男性も性別にとらわれることなく、生き方を自己決定できるよう保障されなければなりません。男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、あらゆる施策にジェンダー（社会的・文化的性別）による格差を是正していく視点を確立します。

### (3) 女性の社会参加・参画を促進する

女性が男性と共に責任を持って対等に寝屋川市の発展を担い、その方針決定過程に参画するためには、個々の女性が自ら能力を発揮し、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となる必要があります。防災や環境、まちづくりの分野を始め、社会のあらゆる分野への女性の参加・参画を促進します。

### (4) 女性のエンパワーメントを促進し、新しい価値観・文化を創造する

新しく豊かな生活を構築する価値観と文化を創造するには、女性が自ら担い手となる必要があります。知識や情報を自ら得、想像力や表現力を発揮して、新しい価値観や文化を創造し、情報発信等の活動を行っていくよう、女性のエンパワーメントを促進します。

### (5) 個人の生き方を尊重し、家庭・職場・地域で男女が共に責任と豊かさを分かち合う

男女が共に家庭・職場・地域において、それぞれの場で責任を果たせることが求められています。特に、女性が働くことで経済的基盤を得ることは、人生の選択の幅を広げ自己決定できる基礎になり、女性自身の高齢期の生活保障にもつながります。個人の生き方の尊重に基づいた、人間関係やネットワークづくり等、社会的つながりを積極的につくっていくことにより、豊かな生活を楽しめるよう、施策の展開を図ります。

#### (6) 家族の多様化に対応した施策を充実する

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化の中で、単身世帯やひとり親家庭等、家族の形態は多様化してきています。家族やライフスタイルの多様化に対応した、育児・介護等の社会サービスの充実と理解の促進を図ります。

#### (7) 男性への働きかけを推進する

男女共同参画の推進には、男性への働きかけが重要です。性別に基づく固定的な役割分担意識による決めつけが、社会の制度や意識の中に依然として残っており、男性の家庭や地域生活への参加・参画を困難にし、豊かで人間らしい生活を妨げています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念の浸透等、男性への意識変革や家庭・地域生活への参画を促進する啓発の充実を図ります。

#### (8) 男女共同参画社会に向けた市民と行政の対等なパートナーシップをつくる

男女共同参画社会をつくっていくには、行政の施策を進めるとともに、市民も主体的に行動していくことが重要です。そのため、市民と行政の対等なパートナーシップをつくり、男女共同参画社会の実現に向けて、市民活動団体等との連携した等、市民との協働により取組を進めます。

### 3. プランの目指す姿

#### 一人ひとりの生き方を広げ、 活力にあふれる、豊かな男女共同参画社会へ

第五次寝屋川市総合計画（試案）では、寝屋川市が目指すべきまちの姿を「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」とし、市民が主役のまちづくりを進め、一人ひとりの力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまちを目指しており、施策体系の中で「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」ことを明記しています。

本プランは、男女共同参画社会基本法における基本理念と第五次寝屋川市総合計画（試案）で掲げる将来像を踏まえ、誰もが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指します。

## 4. プラン策定の背景

### (1) 国際的・国内的な動き

~~国際的には~~平成 7 (1995) 年 9 月、第 4 回世界女性会議が北京で開催されました。「平等・開発・平和への行動」をメインテーマとしたこの会議では、「行動綱領」と「北京宣言」が全会一致で採択されました。「行動綱領」は、女性の地位向上のために各国政府が取り組むべき優先行動分野を 12 の重大問題領域と定め、戦略目標と行動指針を明らかにしたものです。この「行動綱領」に基づいて各国で「行動計画」を策定することが約束されました。会議では、「女性の人権」が焦点となり、女性の地位向上のためのキーワードとして、「女性のエンパワーメント」が強調されました。

平成 12 (2000) 年には国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

国においては、平成 11 (1999) 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けました。同法では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の 5 つを基本理念と定めています。これらの基本理念のもと、国、地方公共団体の責務を定めるとともに、国民の果たすべき役割が大きいことから国民の責務も明らかにしています。

平成 13 (2001) 年には、中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が一段と強化されています。

平成 17 (2005) 年には、平成 12 (2000) 年に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等を主な柱とした「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が閣議決定されました。平成 21 (2009) 年からは、平成 23 (2011) 年度からを計画期間とする「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、検討が進められています。

また、近年では、「男女雇用機会均等法」「配偶者暴力防止法 (DV 防止法)」「次世代育成支援対策推進法」「育児・介護休業法」等の法律の改正や、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、「女性の参画加速プログラム」の決定等、男女共同参画を推進する取組が図られています。

## (2) 寝屋川市の取組

### (第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進期間を終えて)

寝屋川市は、平成 14(2002)年 3 月に「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 19(2007)年 3 月には一部改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けての施策を全庁的に推進してきました。

毎年、第3期ねやがわ男女共同参画プランに基づき、施策の推進状況について確認し公表するとともに、男女共同参画審議会からの御意見等をいただきながら施策を推進し、市立小・中学校全校で男女混合名簿を実施するなど、取組を進めました。また、市職員への研修等の実施や、関係各課の職員による男女共同参画情報誌「ルミエール」の企画・作成により、男女共同参画に対する理解の浸透を図りました。

寝屋川市の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、平成 22(2010)年 4 月 1 日現在、審議会等で 26.3%と、増加しているものの目標値の 30%までには至っていません。また、市の管理職の状況においては、平成 22(2010)年 4 月 1 日現在、課長以上の職に占める女性の比率は 10.0%と、8 年前に比べて 7.8 ポイント増加し、係長以上の職に占める女性の比率は 16.3%と、同じく 5.2 ポイント増加し、女性職員の管理職登用が進んでいます。

市民に向けては、平成 13(2001)年 11 月に、男女共同参画社会を実現するための推進拠点施設として設置した、「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」において、「学習・講座」「情報・資料の収集・提供」「相談」「活動支援」「交流」「一時保育」の 6 つの柱で施策を実施するなど、機会に応じて幅広く取組を進めてきました。

男女共同参画を推進する市民意識の高揚を図るため、様々な分野にわたって、男女共同参画の視点で講座等を実施するとともに、劇や芝居、音楽等、多様な手法を用いて事業を展開しました。また、ワークショップ等の形式をより多く取り入れたり、市民の企画・運営による「ふらっとねやがわまつり」や市民企画講座等への支援を行うなど、市民のエンパワーメントの促進に努めました。「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」の登録団体で組織する「ふらっとねやがわ連絡会」では、役員が中心となって講座や交流の場の企画・運営に携われ、市がその円滑な実施に向けた支援を行いました。さらに、講座等の実施時には一時保育を設けて、子育て中でも参加しやすいような環境づくりに努めました。

相談体制としては、従来から行っている「女性の心の悩み相談(カウンセリング)」や情報提供を充実させるとともに、社会状況を反映して「男性のための悩み相談」や「女性のための法律相談」を開設し、男女の自立を促進してきました。さらに近年のDV被害者の増加・顕在化に伴い、平成 16(2004)年に「寝屋川市DV被害者支援連絡会議」を設置し、市内の関係機関が連携を図り、被害者支援の充実に努めています。また、より円滑な連携を図るため、「寝屋川市DV被害者支援ハンドブック」を作成しました。

第3期ねやがわ男女共同参画プランの最終年を前に、平成 21(2009)年には、新

たなプラン策定の基礎資料を得るため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、市民の意識やニーズを把握し、今後の施策にいかすために課題の抽出を図りました。

第3期ねやがわ男女共同参画プランを推進してきた9年間で、少子高齢化の進行や家族形態の多様化を始めとする社会状況の変化、男女共同参画社会の実現に向けての法律の改正等がありました。これまで実施してきた関連施策の進捗状況を踏まえ、これらの状況の変化に対応するよう、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、推進を図ります。

## 5. プランの概要

### (1) プラン策定の経緯

本プラン策定に当たっては、学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における数次にわたる審議のほか、男女共同参画に関する市民意識調査やパブリック・コメントで市民のみなさんの御意見をいただき、市民参画によるプランの策定に努めてきました。策定されたプランは、男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

### (2) プランの位置付け

- ①本プランは、男女共同参画社会基本法に基づいて、寝屋川市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランで、推進すべき基本方向とそれに基づく具体的施策を明らかにしています。
- ②本プランは、「第五次寝屋川市総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉等に関する計画と整合性を図りながら策定し、男女共同参画の視点で横断的にとらえています。
- ③本プランは、市民と事業者と市が一体となって行動するための指針となるものです。男女共同参画社会基本法に示された「国の責務・地方公共団体の責務・国民の責務」を踏まえ、「行政の役割」に加えて「市民・地域社会、企業の役割」を併記し、「市民の主体的な参画」を得ながら、取組を推進していこうとするものです。
- ④本プランの目標Ⅶの課題2から4を、寝屋川市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

### (3) プランの構成

本プランの構成は、プランが目指す7つの「基本目標」と、「基本目標」を実現するために取り組む「課題」、課題解決に向けた施策推進のための「施策の方向」を設定し、体系化しています。

### (4) プランの期間

本プランの期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。

なお、社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 市の男女共同参画に関する現状と課題

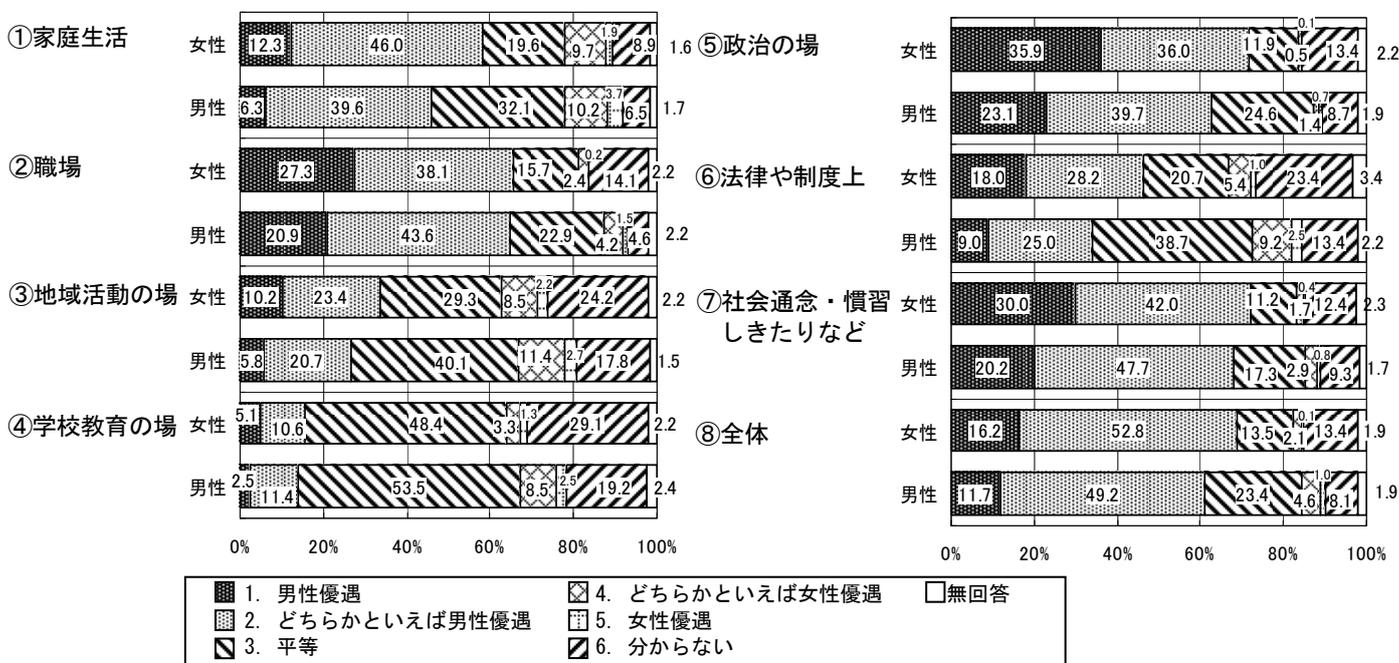
### 1. 市を取り巻く男女共同参画に関する現状

「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」の策定以降、社会情勢や経済の急激な変化に伴って、家族形態や人々の意識、ライフスタイルはますます多様化が進んでいます。社会情勢の変化は男女共同参画社会を実現するうえで十分に考慮していく必要があります。

#### (1) 依然として低い 男女の地位の平等感

平成21年度に実施した「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「平成21年市民意識調査」)では、8つの分野における男女の地位において「平等」と思う割合が最も高いのは「学校教育の場」で、男女共に約5割です。しかし、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「職場」、「政治の場」、「全体」では「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」を合わせた割合が6割を超えており、様々な分野において不平等と感じている人が多いようです。

図 男女の地位の平等感



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

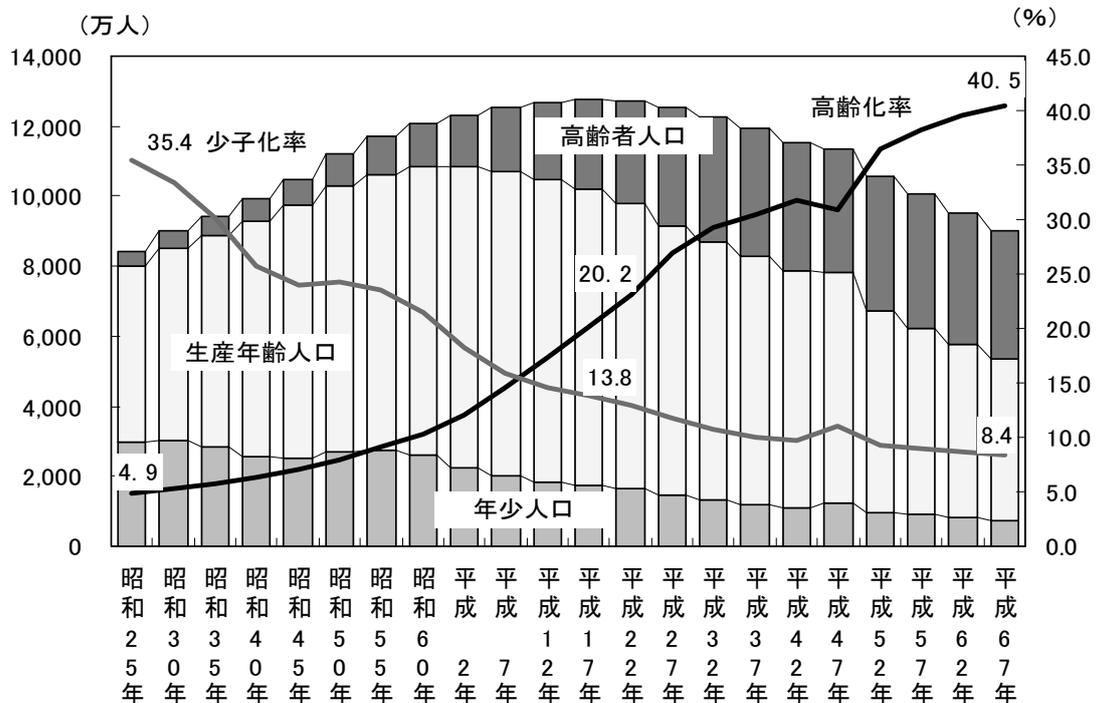
## (2) 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行

我が国では、平成 17(2005)年に総人口が戦後初めて前年を下回り、人口減少社会に突入しています。

本市においては、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）が平成 17(2005)年では 17.3%で、昭和 55(1980)年の 4.9%の 3 倍以上となっています（国勢調査）。さらに、平成 22(2010)年 4 月 1 日現在では、21.9%となっています（住民基本台帳人口及び外国人登録人口により算出）。また、合計特殊出生率は平成 19(2007)年で 1.15 と、確実に少子高齢社会が進行しています。

今後も少子高齢化が続くと、地域社会や経済を支える労働力人口が少なくなることから、地域や社会の活力衰退等、深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

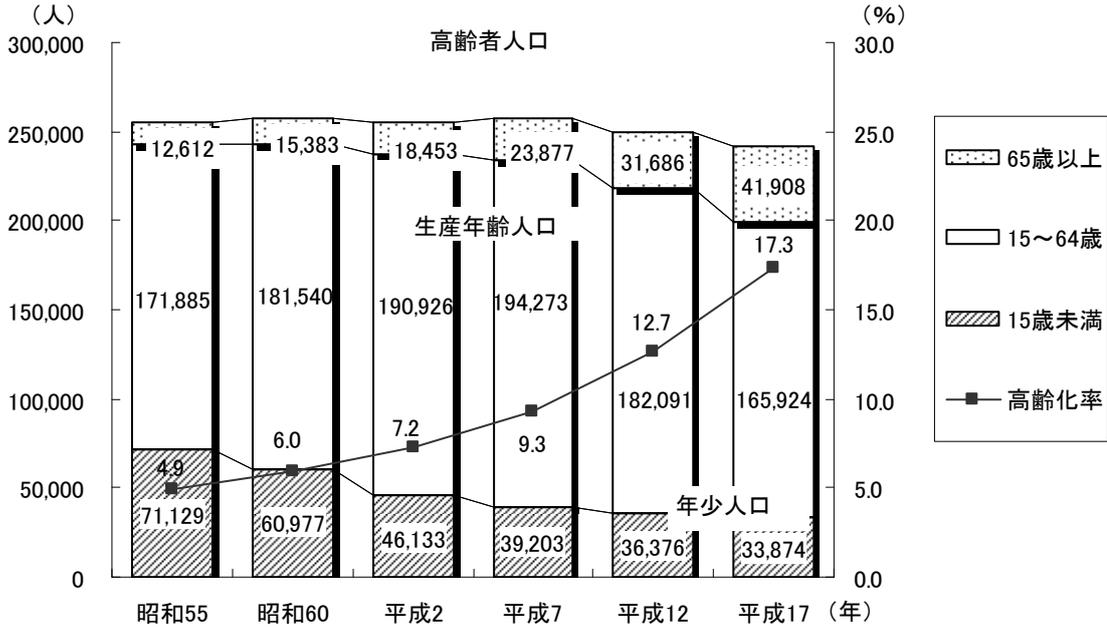
図 少子高齢化の推移と将来推計(全国)



(注) 我が国の年齢（3区分）別人口（10月1日現在）と65歳以上人口比率の推移。  
平成 17(2005)年までは『国勢調査』、2010年以降は「日本の将来推計人口」の中位推計による。

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2006年12月推計）

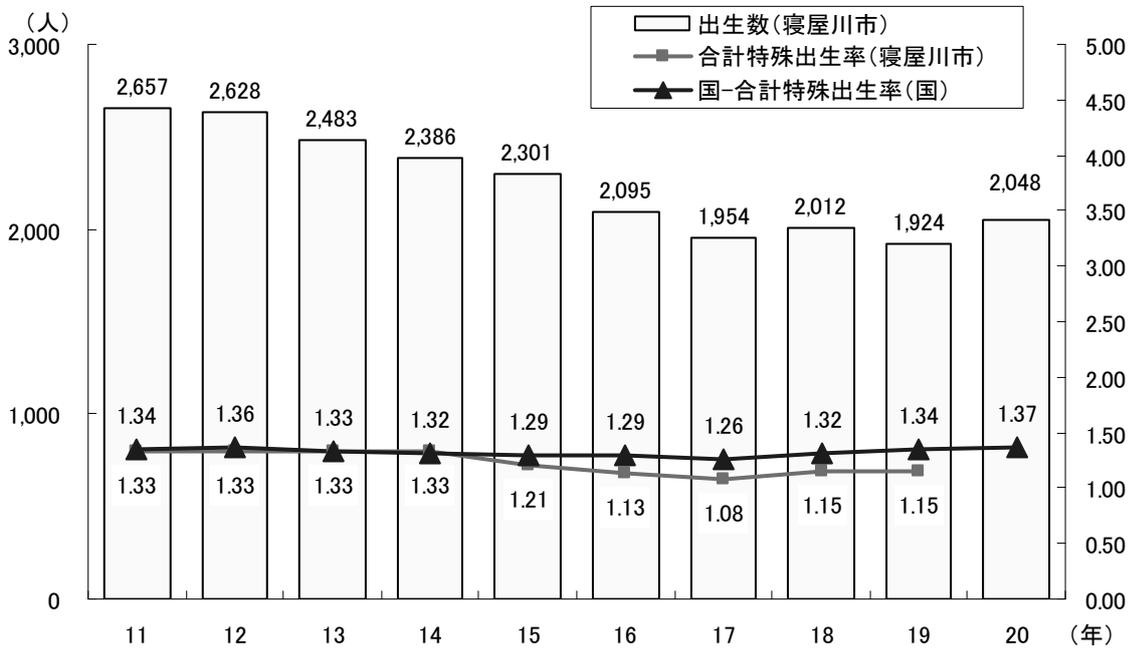
図 高齢化率と年齢(3区分)別人口(市)



(注) 総人口には年齢不詳を含む

資料：総務省「国勢調査」

図 出生数及び合計特殊出生率の推移(市)



(注) 平成11~14年は人口動態統計特殊報告の合計特殊出生率ベース推定値を使用。  
平成15~19年は5歳階級別出生数及び毎年7月1日の住民基本台帳・外国人登録人口より算出。出生数は「人口動態調査」より作成

資料：「寝屋川市子どもプラン後期行動計画」平成21年度

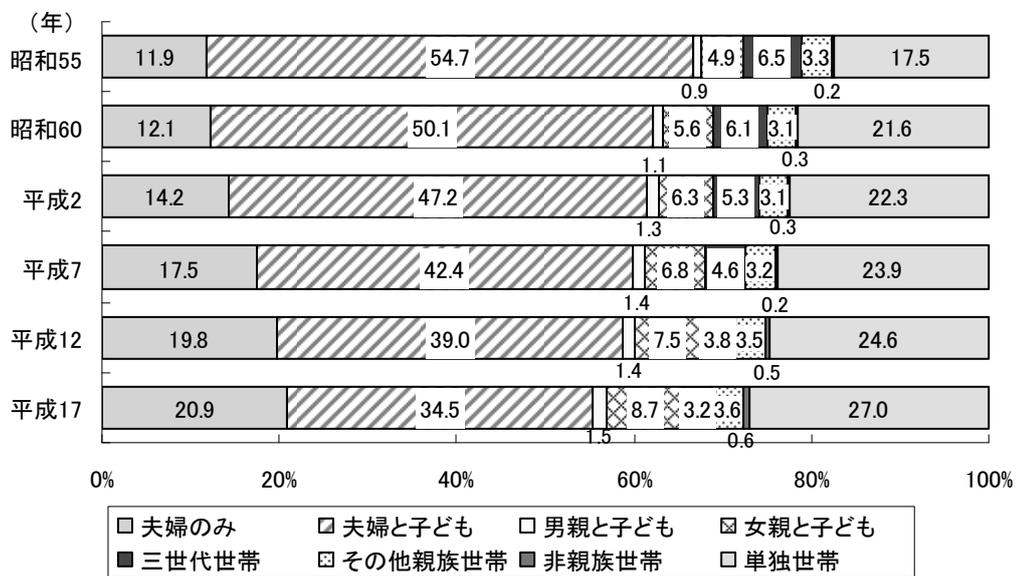
### (3) 家族形態の多様化、意識の変化

本市の世帯構成を見ると、これまで多数を占めていた「夫婦と子ども世帯」が減少し、「夫婦のみ世帯」、「単独世帯（ひとり暮らし世帯）」、「女親と子ども世帯」が増加しています。特に、「単独世帯（ひとり暮らし世帯）」は4世帯に1世帯以上と多くなっています。

また、国の「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果から、結婚に対して、個人の生き方の自由を尊重する人が多いことがうかがえます。

家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

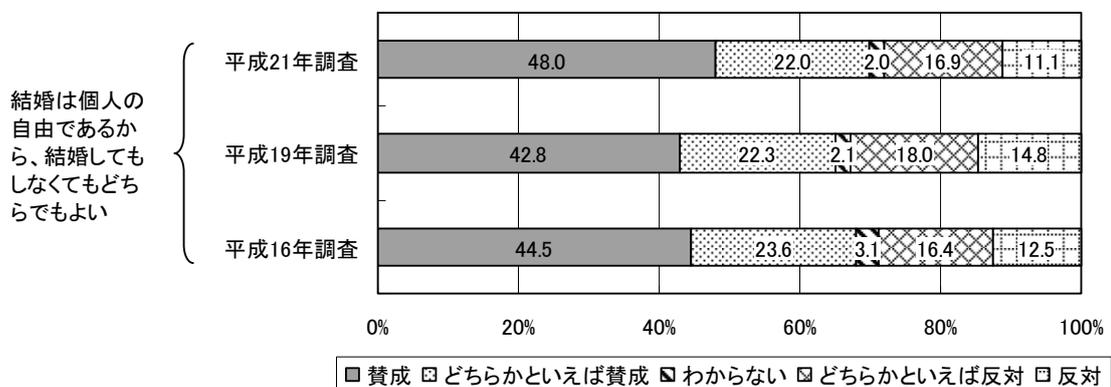
図 家族類型別構成比の推移(市)



(注) 昭和55年は普通世帯、60年～平成17年は一般世帯である。普通世帯とは住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者のことをいい、一般世帯とは普通世帯に間借り・下宿、会社等の独身寮に居住している単身者を加えたものをいう。

資料：総務省「国勢調査」

図 結婚観に関する意識



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

## 第3章 プランの体系

### 1. プランの体系図

#### 基本目標Ⅰ 男女が共に参画する社会づくり

課題	施策の方向
1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進
	(2) 女性職員の管理職への積極的な登用
	(3) 地域等における方針決定過程への男女の対等な参画促進
2. 地域における男女共同参画の促進	(1) 男女で共に支える地域活動の促進
	(2) まちづくり、防災活動等への男女共同参画の促進
	(3) 地域活動への参加を促進するための環境づくり

#### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造

課題	施策の方向
1. 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の人権尊重に関する法律の理解の促進
	(2) 男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実
	(3) 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
	(4) 表現における男女共同参画の推進
2. 生涯にわたる男女共同参画に関わる教育や学習の推進	(1) 男女平等保育・教育の推進
	(2) 学校教育における人権尊重に基づいた性教育の推進
	(3) 教職員、保育士への男女共同参画の推進
	(4) 性別役割にとらわれない家庭教育の促進と保護者との連携
	(5) 男女共同参画の視点での学習機会の提供と支援
3. 国際社会への理解	(1) 国際規範の認識の促進
	(2) 「開発と女性」への理解の促進
4. 性別にとらわれない活動の推進	(1) 男女共同参画を推進する市民等のエンパワーメントの支援
	(2) 男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援
	(3) 男女共同参画社会を目指すスポーツ活動の推進と支援
	(4) パソコンを活用した活動等の支援

### 基本目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進

課題	施策の方向
1. 男女の働く権利の確立	(1) 労働に関する法律・権利の周知
	(2) 性別にとらわれない労働観・職業観の醸成
2. 就業や起業に関する支援	(1) 就労継続への支援
	(2) 再就職への支援
	(3) 起業に関する情報の提供
	(4) 女性の活用促進に関する企業への働きかけ
3. 行政内部における男女平等の推進	(1) 採用・配置における男女平等の推進
	(2) 市職員の研修の充実

### 基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和の実現

課題	施策の方向
1. 男女共同参画の子育て支援の促進	(1) 地域における子育て支援サービスの充実
	(2) 仕事と子育ての両立に向けた支援
	(3) 男性の子育てへの参加促進
2. 仕事と生活の両立支援	(1) 仕事と生活の両立に向けた支援
	(2) 仕事と生活の両立に向けた啓発
	(3) 男性の育児休業取得促進
	(4) 女性のライフプランニング支援

### 基本目標Ⅴ あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備

課題	施策の方向
1. 看護・介護への社会的支援	(1) 介護施策の充実
	(2) 男性の看護・介護への参画促進と支援
2. 高齢者や障害者の自立と連帯への支援	(1) 高齢者への自立支援
	(2) 障害者への自立支援
	(3) 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進
	(4) 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援
3. 多様な家族への理解と生活支援	(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進
	(2) 多様な家族への生活支援
4. 地域に居住する外国人女性への理解と支援	(1) 市内に在住する外国人女性への支援
	(2) 多文化共生への理解促進

## 基本目標Ⅵ 生涯を通じた心と身体の健康づくり

課題	施策の方向
1. 生涯を通じた女性の健康づくり	(1) 生涯の各時期に応じた健診の普及と必要な医療と連携した相談体制の整備
	(2) 女性の健康管理の支援
2. 性と生殖に関する健康と権利の保障	(1) 性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透
	(2) 妊娠・出産・育児期の健診・相談の充実
	(3) HIV/エイズ、性感染症についての予防啓発の推進
3. 男性の心身の健康づくり	(1) 男性の心身の健康づくりに向けた啓発
	(2) 相談体制の充実

## 基本目標Ⅶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

課題	施策の方向
1. あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり	(1) 暴力根絶に向けての啓発
	(2) 暴力に対する相談・連携体制の充実
2. 配偶者等からの暴力(DV)に対する啓発の推進	(1) 配偶者等からの暴力(DV)に対する理解の促進
3. 配偶者等からの暴力(DV)に対する相談体制の整備	(1) 相談体制の充実
	(2) 連携体制の充実
4. 配偶者等からの暴力(DV)被害者への保護・自立支援	(1) 被害者保護のための支援
	(2) 生活自立のための支援

## 2. 基本目標と施策の方向

### I. 男女が共に参画する社会づくり

#### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

##### 【現状と課題】

男女が共に暮らしやすいまちを形成していくためには、方針決定過程に女性の参画を促し、多様な視点を取り入れることが重要です。

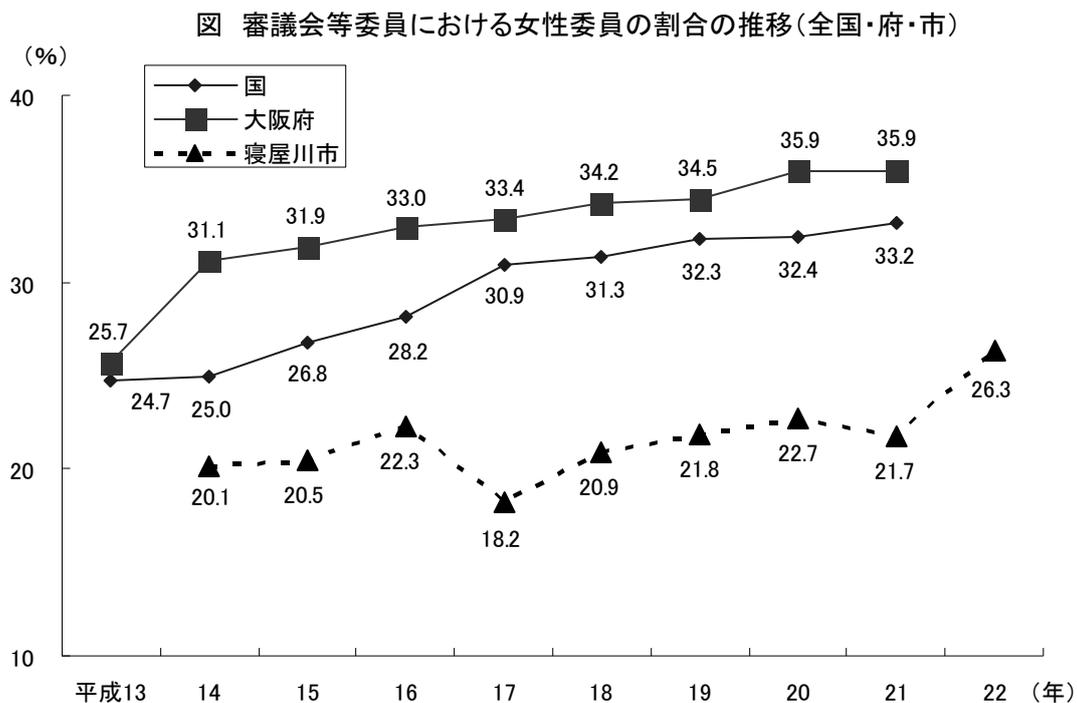
国際的に見ると日本のGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）の順位は年々下降傾向にあります。

本市においては、平成 22(2010)年 4月 1日現在、女性委員の比率は、行政委員会が 11.4%、審議会等が 26.3%で、女性委員の 1人もいない行政委員会・審議会等は 31 機関中 9あり、今後も女性の参画を推進していく必要があります。

地域における活動においては、方針決定過程への参画に女性が少ないなど、性別や年齢に偏りがある実態が見えてきます。

今後は、女性の参画の意義について意識啓発を進めることが重要です。また、女性自身がリーダーになるべく積極的に挑戦する意欲を持つと同時に、リーダーの育成が望まれます。

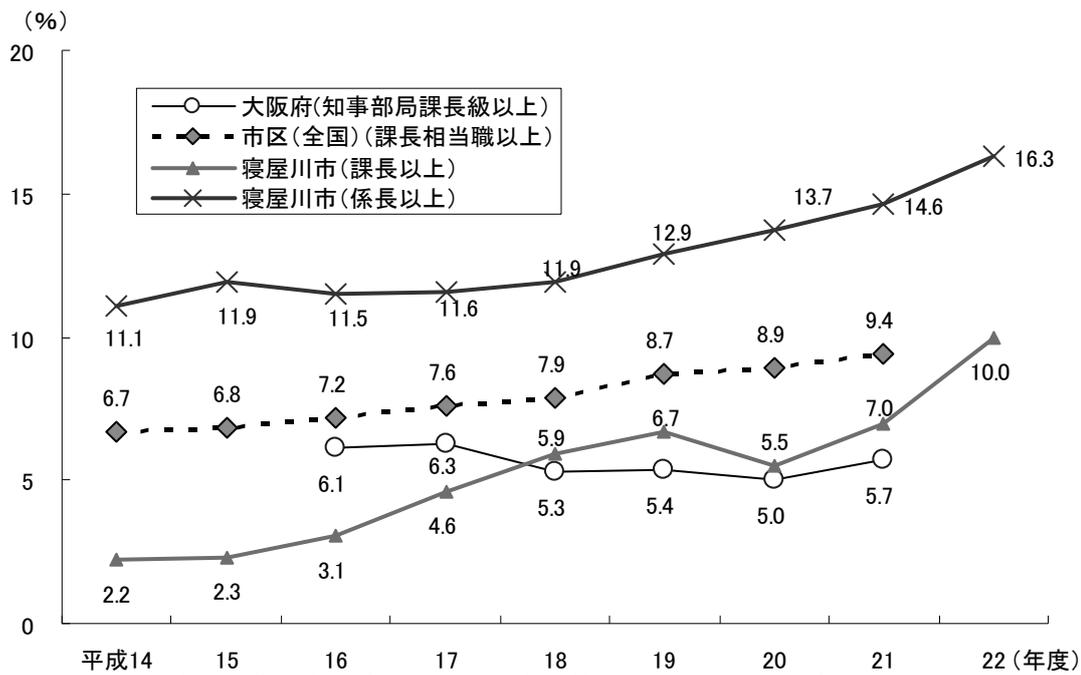
市職員の係長以上の女性比率は、平成 22(2010)年 4月 1日現在で 16.3%と、平成 14(2002)年 4月 1日現在の 11.1%と比べて 5.2 ポイント高くなっています。平成 22(2010)年 4月 1日現在、市職員の女性比率が 42.6%であることから、より一層、取組を進める必要があります。



※国の値は、各年 9月 30日現在。大阪府、寝屋川市の値は、各年 4月 1日現在。

資料：国、大阪府の値は「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（平成 21年版年次報告書）より  
寝屋川市の値は市総務課調べ

図 国・府・市町村職員における女性管理職割合の推移(全国・府・市)



※寝屋川市は各年度4月1日現在。管理職＝係長以上の合計。

資料：市区(全国)は内閣府「男女共同参画白書」平成22年版より

大阪府は大阪府人事課調べ  
寝屋川市は市人事室調べ

表 HDI 及び GEM における我が国の順位の推移

報告書 発行年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
HDI	9/62	9/173	9/175	9/177	11/177	7/177	8/177	8/179	10/182
(値)	(0.928)	(0.933)	(0.932)	(0.938)	(0.943)	(0.949)	(0.953)	(0.956)	(0.960)
GEM	31/64	32/66	44/70	38/78	43/80	42/75	54/93	58/108	57/109
(値)	(0.520)	(0.527)	(0.515)	(0.531)	(0.534)	(0.557)	(0.557)	(0.575)	(0.567)

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版、平成22年版より

### HDI 値 (人間開発指数)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出している。

### GEM 値 (ジェンダー・エンパワメント指数)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対し、GEM は能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員、専門職・技術職、管理職それぞれに占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会等への女性委員の登用比率 30 パーセント以上を目標に、登用を積極的に進めます（全部局・総務課・人権文化課）</li> <li>○ 女性委員がない審議会等の解消に努めます（全部局・総務課・人権文化課）</li> <li>○ 市政への意見反映の場への女性の積極的な参画を促進します（広報広聴課）</li> </ul> <p><b>(2)女性職員の管理職への積極的な登用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性職員の管理職登用を進めます（人事課）</li> <li>○ 女性教員の管理職への登用を図ります（学務課）</li> </ul> <p><b>(3)地域等における方針決定過程への男女の対等な参画促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域やコミュニティ活動における女性指導者の育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めます（全部局・市民活動振興室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市政に関心を持ち、審議会等に積極的に参画しましょう</li> <li>○ 市政に関心を持ち、審議会等に積極的に参画しましょう</li> <li>○ 市政に関心を持ち、意見反映の場に積極的に参画しましょう</li> <li>○ 女性職員の管理職登用について、理解を深めましょう</li> <li>○ 女性教員の管理職登用について、理解を深めましょう</li> <li>○ 地域やコミュニティ活動において、女性が進んで指導的役割を果たすよう努め、女性が参画しやすい環境づくりにも協力しましょう</li> </ul>

## 課題2 地域における男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

少子高齢化の進行とともに、生活や価値観の多様化によって、個人や家庭の孤立傾向が進み、地域のつながりの希薄化が懸念されるなか、まちづくりや防災、環境など、生活に密着した様々な課題に、男女が共に関わるができる環境づくりが必要です。

地域は生活の基盤であることから、男女共同参画という考え方が社会のすみずみに浸透し定着するためには、地域での取組が極めて重要です。地域団体等との連携を強化しながら、老若男女が地域の活動に積極的な参加・参画ができるよう施策を進めることが求められています。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)男女で共に支える地域活動の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画の視点に立って市民活動等の情報提供を行い、ネットワーク化を促進します (全部局・市民活動振興室)</li> <li>○ 男性の地域活動への参加を促し、様々な市民が主体的に参加・参画できるよう働きかけます (全部局・市民活動振興室・こども室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の様々な市民活動等への関心を高め、積極的に参加しましょう</li> <li>○ 社会的な課題解決に向けた市民活動等において、行政との協働を進めましょう</li> <li>○ 様々な地域活動を男女が一緒になって支え合い、多様な人が参加・参画しやすい環境づくりに努めましょう</li> </ul>
<p><b>(2)まちづくり、防災活動等への男女共同参画の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全、まちづくり等の分野において女性の参画を進めます (全部局・環境政策課・人権文化課)</li> <li>○ 地域の消防・防災活動に、男女が共に対等に主体的に参加・参画できるよう働きかけるとともに、男女双方の視点に十分配慮して、防災・災害復興体制の充実に努めます (危機管理室)</li> <li>○ 犯罪防止に向けて、男女双方の視点に十分配慮して、防犯活動を推進します (危機管理室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全、まちづくり等に関心を持ち、方針決定過程から女性が積極的に参画するよう協力しましょう</li> <li>○ 地域に密着した消防活動、火災予防・救急講習活動等に男女が共に参加・参画しましょう</li> <li>○ 地域に密着した防犯活動に男女が共に参加・参画しましょう</li> </ul>
<p><b>(3)地域活動への参加を促進するための環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トイレ等、あらゆる公共的施設を整備し、民間の公益的施設への設置についても働きかけます(まちづくり指導課・建築営繕課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間の公益的施設において、すべての市民が社会参加・参画ができるようにトイレ等の整備に努めましょう</li> </ul>

## Ⅱ. 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造

### 課題 1 男女共同参画の意識づくり

#### 【現状と課題】

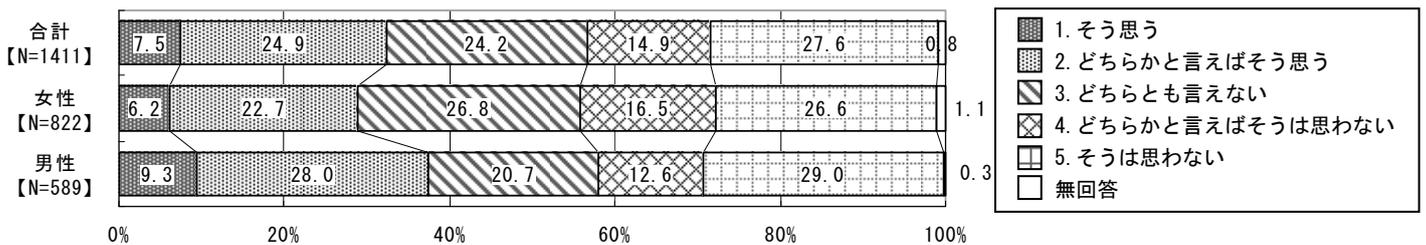
「平成 21 年市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に反対の割合が賛成の割合より若干高く、女性のほうが反対の割合が多くなっています。

しかし、その一方で、「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」、「妻子を養うのは男の責任である」、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」に「そう思う」と回答した割合はそれぞれ6割を超えており、具体的な意識や行動については、性別によって役割を固定した考え方が根強いことが分かります。

また、男女共同参画に関する言葉について「内容を知っている」と「見聞きしたことがある」を含めたものを認知度とすると、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」は9割程度と高くなっています。「男女共同参画社会基本法」や「ジェンダー（社会的・文化的性別）」の認知度は男女共に4～6割程度で、内容まで知っている人は2割に満たない状況ですが、前回調査と比べると、大幅に高くなっています。

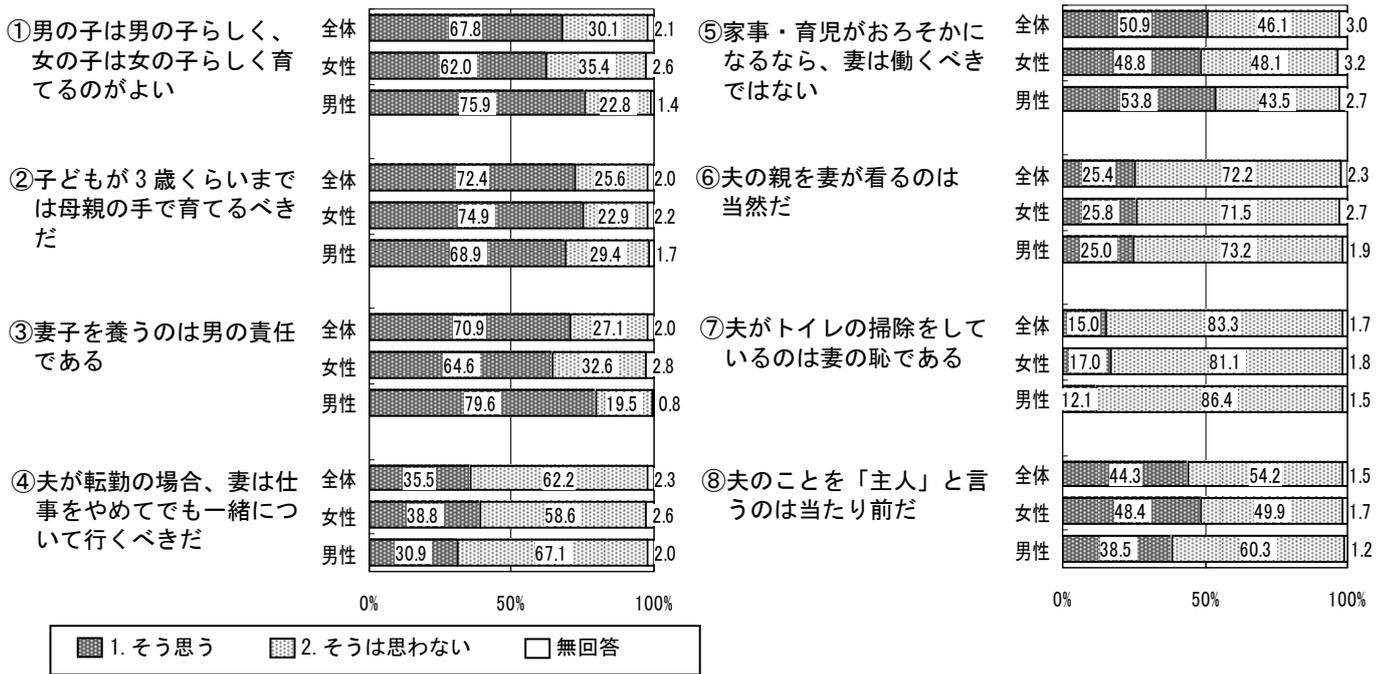
だれもが幸せに暮らすことのできる持続的発展の可能な社会を実現するためには、これまでの固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共にあらゆる分野で喜びも責任も分かち合う文化を創造することが重要です。

図 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

図 日常生活における考え方



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 男女の人権尊重に関する法律の理解の促進</b></p> <p>○ 「男女共同参画社会基本法」を始めとする男女共同参画に関わる法律等について情報提供や学習機会の提供に努めます (人権文化課)</p>	<p>○ 学習機会等を積極的に活用し、男女の人権尊重について、理解を深めましょう</p>
<p><b>(2) 男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実</b></p> <p>○ 男女共同参画プランや市民意識調査の結果等の情報提供に努めます (人権文化課)</p> <p>○ <u>性別に基づく固定観念役割</u>にとらわれない生き方を考える機会を提供するために、広報・啓発活動を行います (人権文化課)</p> <p>○ 広報紙やチラシ、ホームページ等、様々な媒体を通じ広報・啓発活動を行います (広報広聴課・人権文化課)</p>	<p>○ 男女共同参画に関する市の現状や目標について理解を深めましょう</p> <p>○ <u>性別に基づく固定観念役割</u>にとらわれない生き方について理解を深めましょう</p> <p>○ 行政から発信される情報を積極的に活用しましょう</p>

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p>○ 科学分野等、女性が少なかった分野や男性が少なかった分野へのそれぞれの参画について啓発を行います（人権文化課）</p> <p>○ 男性にとっての男女共同参画社会の意義や責任、男性の地域・家庭への積極的な参加・参画を促す啓発活動を進めます（人権文化課）</p> <p>○ 男女共同参画に関する図書やDVD、資料等の収集、提供に努めます（文化スポーツ振興課・中央図書館・人権文化課）</p> <p><b>(3) 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し</b></p> <p>○ 慣行の歴史的な経過や背景について、男女共同参画の視点に立って考える機会や情報を提供します（中央図書館・人権文化課）</p> <p>○ <u>性別に基づく固定観念</u><del>ジェンダー（社会的性別）</del>にとらわれず活躍した人を紹介し、慣行について考える機会を提供します（人権文化課）</p> <p><b>(4) 表現における男女共同参画の推進</b></p> <p>○ 「表現活動に関するガイドライン」に沿って<u>性別に基づく固定観念</u><del>ジェンダー（社会的性別）</del>にとらわれない視点での表現、編集を進めます（広報広聴課・人権文化課・全部局）</p> <p>○ メディアにおける表現について、性別に基づく固定観念にとらわれない視点で見直す力を養う機会の提供等や市民の自主的な活動を支援します（人権文化課）</p>	<p>○ 科学分野等、女性が少なかった分野や男性が少なかった分野へのそれぞれの参画について理解と支援を進めましょう</p> <p>○ 男女共同参画の視点で男性の地域・家庭生活の充実を図りましょう</p> <p>○ 様々な情報を積極的に活用して男女共同参画について理解を深めましょう</p> <p>○ 慣行の由来を知って、男女共同参画の視点で考えてみましょう</p> <p>○ <u>性別に基づく固定観念</u>にとらわれず活躍した人の生き方から、慣行について考えてみましょう</p> <p>○ 性別に基づく固定観念にとらわれない視点で刊行物の表現を見直しましょう</p> <p>○ 性別に基づく固定観念にとらわれない視点で刊行物の表現に努めましょう</p> <p>○ メディアにおける表現やメディアから発信される情報を、性別に基づく固定観念にとらわれない視点で読み解く力を身につけるよう努めましょう</p>

## 課題2 生涯にわたる男女共同参画に関わる教育や学習の推進

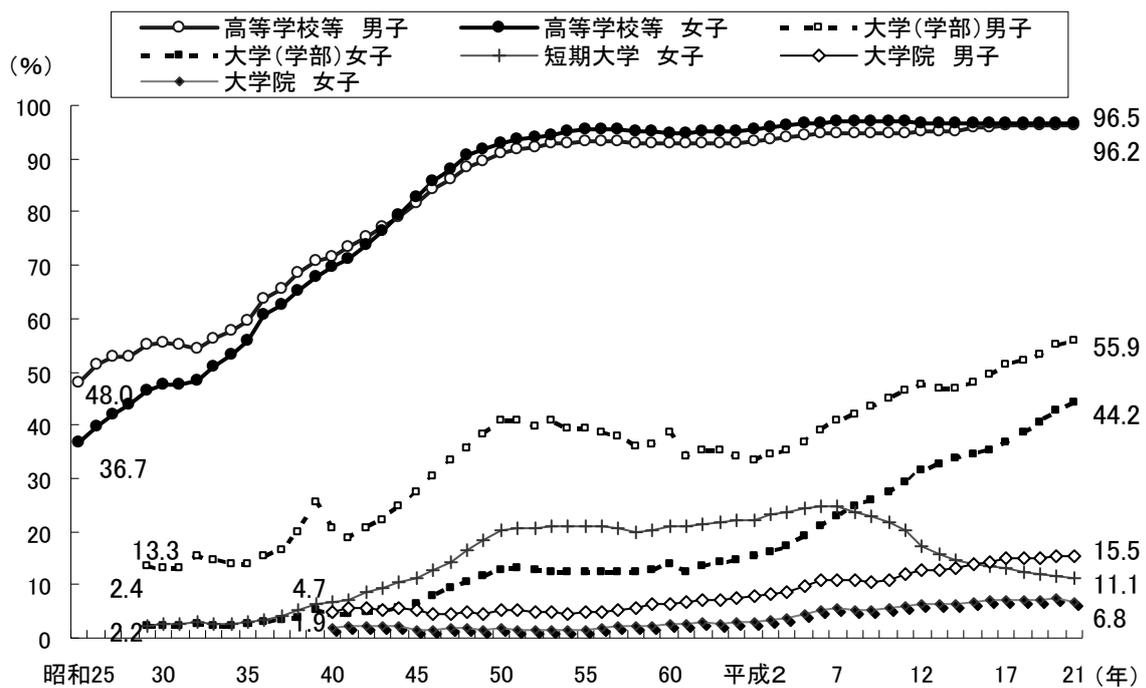
### 【現状と課題】

現在、市内の中学校においては、職業体験等を通して、早い段階から職業観・労働観の育成に努めているところです。

しかし、大学等の高等教育の選択においては、女子学生が理工系分野を選択する割合が低く、男女で専攻分野に偏りが見られます。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力に応じて多様な選択ができるよう、キャリア教育という観点から、これまで以上に男女共同参画に関わる教育・保育を推進し、幅広く進路を選択できるよう支援していくことが求められています。

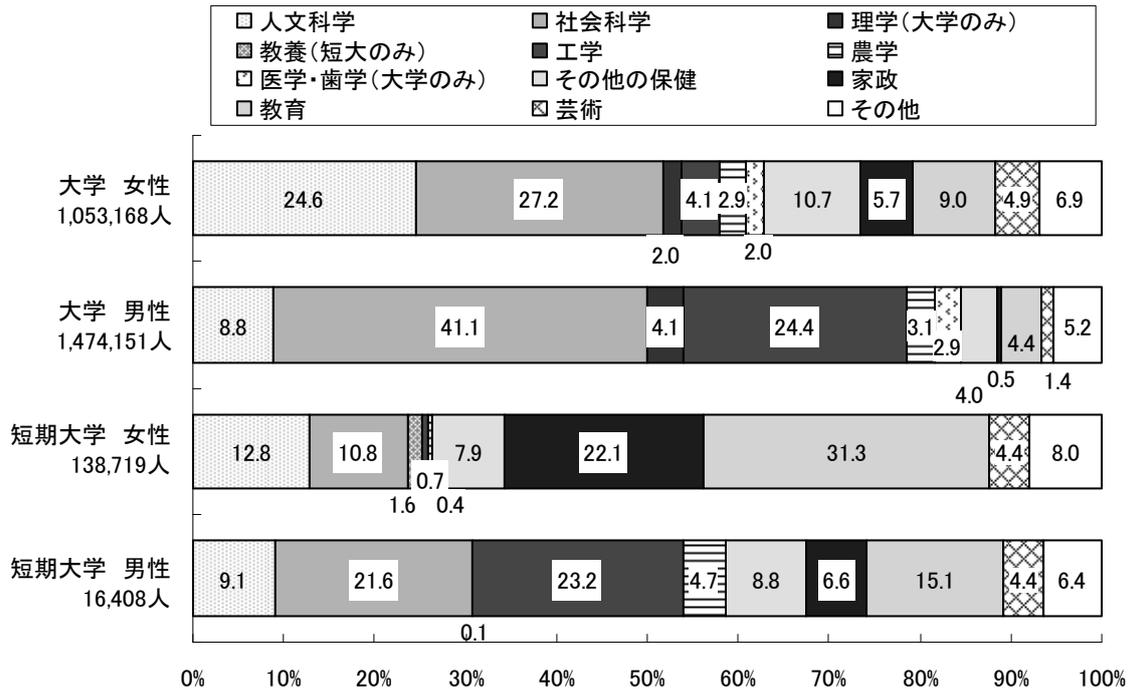
また、成人にとっては、近年の急速な社会の構造的な変化の中で、一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応し、自己の能力開発のための教育や学習の機会が確保されていることは重要です。生涯を通して、学びたい人が「いつでも」「どこでも」学べるように多様な学習機会の充実に努める必要があります。

図 学校種類別進学率の推移(全国)



資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

図 大学・短期大学生の専攻分野別構成(全国)



資料：文部科学省「学校基本調査」平成 21 年度

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 男女平等保育・教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女平等を推進する保育、教育の充実を図ります (こども室・学務課・教育指導課)</li> <li>○ 小・中学校・幼稚園・保育所等へ、男女平等の意識づくりを進めるために、情報提供に努めます (人権文化課)</li> <li>○ 児童・生徒が個性や能力に応じて主体的に進路を選択する能力を身につけられるよう、職業体験や進路指導の充実を図ります (教育指導課)</li> </ul> <p><b>(2) 学校教育における人権尊重に基づいた性教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒の自尊感情の確立と性的自己決定力が高められるよう、性教育の指導に努めます (教育指導課)</li> <li>○ HIV/エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透に努めます (教育指導課)</li> <li>○ 教職員を対象とする人権尊重の視点からの性教育研修の充実を図ります (教育研修センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女平等保育、教育の実践に理解を深め、家庭でも取り入れましょう</li> <li>○ 進路や職業選択において性別による固定観念をなくすよう努めましょう</li> <li>○ 企業等は児童、生徒による体験学習の機会や場の提供に協力しましょう</li> <li>○ 家庭や地域で子どもが自尊感情を高めるよう支援し、人権尊重に基づく性教育を各家庭に応じた形で実践しましょう</li> <li>○ HIV/エイズや性感染症に関する正しい理解を深めましょう</li> </ul>

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(3)教職員、保育士への男女共同参画の推進</b></p> <p>○ 保育所の保育士、幼稚園、小・中学校の教員を対象に男女平等を推進するため、研修の充実を図ります （こども室・学務課・教育研修センター）</p> <p><b>(4)性別役割にとらわれない家庭教育の促進と保護者との連携</b></p> <p>○ 広報紙や情報誌、講座等を通じて、「女らしさ、男らしさ」にとらわれない、子どもの人権を尊重する家庭教育を促進します （広報広聴課・地域教育振興課・人権文化課）</p> <p>○ 市立校園のPTA活動へ男女の積極的な参画を働きかけます （地域教育振興課）</p> <p>○ 市立校園のPTA活動へ男女共同参画の視点に立った研修への参加を働きかけます （地域教育振興課）</p> <p><b>(5)男女共同参画の視点での学習機会の提供と支援</b></p> <p>○ 講座等の開催や交流の場の提供を積極的に行います （人権文化課）</p> <p>○ 演劇や音楽等、様々な手法を用いて男女共同参画の理念の浸透を図ります （人権文化課）</p> <p>○ 講座等開催時の一時保育実施を推進します （人権文化課・関係各課）</p> <p>○ 男女共同参画に関する講座や催し等への男性の参加促進を図ります （人権文化課）</p> <p>○ 地域等での学習機会の提供に努めます （関係各課）</p>	<p>○ 子どもの人権について理解を深め、性別役割にとらわれない家庭教育を実践しましょう</p> <p>○ 保護者は男女共にPTA活動へ積極的に参加しましょう</p> <p>○ PTA活動で、男女共同参画の視点に立った研修会へ積極的に参加しましょう</p> <p>○ 講座等や交流の場を活用しましょう</p> <p>○ 興味のある分野から、男女共同参画について考える機会に参加してみましょう</p> <p>○ 一時保育を活用して、子育て中も講座等へ参加しましょう</p> <p>○ 男性も男女共同参画に関する講座や催し等に積極的に参加しましょう</p> <p>○ 地域における学習機会を積極的に活用しましょう</p>

### 課題3 国際社会への理解

#### 【現状と課題】

我が国の男女共同参画施策は、国連等の国際的な女性の地位向上にかかる動きと連動して進められてきました。

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い条約等や、国際的な視点から見た現状について理解を深めていくことが大切です。

また、「開発と女性」についての関心を高め、その文化に敬意をはらいつつ相互協力や交流を進めることが必要です。

表 HDI、GEM、GGI における日本の順位(国)

①HDI (人間開発指数)			②GEM (ジェンダー・エンパワメント指数)			③GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM 値	順位	国名	GEM 値
1	ノルウェー	0.971	1	スウェーデン	0.909	1	アイスランド	0.828
2	オーストラリア	0.970	2	ノルウェー	0.906	2	フィンランド	0.825
3	アイスランド	0.969	3	フィンランド	0.902	3	ノルウェー	0.823
4	カナダ	0.966	4	デンマーク	0.896	4	スウェーデン	0.814
5	アイルランド	0.965	5	オランダ	0.882	5	ニュージーランド	0.788
6	オランダ	0.964	6	ベルギー	0.874	6	南アフリカ共和国	0.771
7	スウェーデン	0.963	7	オーストラリア	0.870	7	デンマーク	0.763
8	フランス	0.961	8	アイスランド	0.859	8	アイルランド	0.760
9	スイス	0.960	9	ドイツ	0.852	9	フィリピン	0.758
10	日本	0.960	10	ニュージーランド	0.841	10	レソト	0.750
11	ルクセンブルク	0.960	11	スペイン	0.835	11	オランダ	0.749
12	フィンランド	0.959	12	カナダ	0.830	12	ドイツ	0.745
13	米国	0.956	13	スイス	0.822	13	スイス	0.743
14	オーストリア	0.955	14	トリニダード・トバゴ	0.801	14	ラトビア	0.742
15	スペイン	0.955	15	英国	0.790	15	英国	0.740
16	デンマーク	0.955	16	シンガポール	0.786	16	スリランカ	0.740
17	ベルギー	0.953	17	フランス	0.779	17	スペイン	0.734
18	イタリア	0.951	18	米国	0.767	18	フランス	0.733
19	リヒテンシュタイン	0.951	19	ポルトガル	0.753	19	トリニダード・トバゴ	0.730
20	ニュージーランド	0.950	20	オーストリア	0.744	20	オーストラリア	0.728
21	英国	0.947	21	イタリア	0.741	21	バルバドス	0.724
22	ドイツ	0.947	22	アイルランド	0.722	22	モンゴル	0.722
23	シンガポール	0.944	23	イスラエル	0.705	23	エクアドル	0.722
24	香港	0.944	24	アルゼンチン	0.699	24	アルゼンチン	0.721
25	ギリシャ	0.942	25	アラブ首長国連邦	0.691	25	カナダ	0.720
26	韓国	0.937	26	南アフリカ共和国	0.687	26	モザンビーク	0.720
27	イスラエル	0.935	27	コスタリカ	0.685	27	コスタリカ	0.718
28	アンドラ	0.934	28	ギリシャ	0.677	28	バハマ	0.718
29	スロベニア	0.929	29	キューバ	0.676	29	キューバ	0.718
30	ブルネイ	0.920	30	エストニア	0.665	30	リトアニア	0.718
55	リビア	0.847	55	ベネズエラ	0.581	55	エルサルバドル	0.694
56	オマーン	0.846	56	キルギス	0.575	56	コロンビア	0.694
57	セーシェル	0.845	57	日本	0.567	57	ウルグアイ	0.694
58	ベネズエラ	0.844	58	スリナム	0.560	58	ウズベキスタン	0.691
59	サウジアラビア	0.843	59	フィリピン	0.560			
60	パナマ	0.840	60	ロシア	0.556	101	日本	0.645

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

### HD I 値 (人間開発指数)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出している。

### GEM値 (ジェンダー・エンパワメント指数)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HD I が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対し、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員、専門職・技術職、管理職それぞれに占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

### GGI 値 (ジェンダー・ギャップ指数)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEMが、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 国際規範の認識の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「女子差別撤廃条約」等、女性の人権に関する国際的な条約の情報提供に努め、理解と普及を図ります (人権文化課)</li><li>○ 国際的な視点から見た男女共同参画の現状について情報提供を行います (人権文化課)</li></ul> <p><b>(2) 「開発と女性」への理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「開発と女性」への関心を高めるような講座や情報の提供に努めます (人権文化課)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 女性の人権に関する国際的な条約について関心を持ち、理解を深めましょう</li><li>○ 国際的な視点から見た男女共同参画の現状について理解を深めましょう</li><li>○ 開発における女性の役割や現状について関心を持ちましょう</li></ul>

## 課題4 性別にとらわれない活動の推進

### 【現状と課題】

我が国の女性は、世界に誇る長寿と高い水準の教育にもかかわらず、根強く残る性別に基づく固定的な役割分担意識や社会構造等によって、その能力を十分に発揮できているとは言えません。

女性が潜在的に持っている力を発揮（エンパワーメント）できるよう、学習機会の充実を始め、地域や職場等で活躍する女性たちが連携できるような情報提供や交流の場づくり等の支援が求められています。

また、男女共同参画社会の実現には、女性と男性が対等な立場で、あらゆる分野に参画することによって、これまでと違う視点を加えることが重要になってきます。

特に、子育てや介護、防災・防犯、環境、まちづくり等、地域の課題解決への取組は行政だけで担えるものではなく、住民一人ひとりの力が重要になります。

老若男女それぞれが自立心を持って生活しつつ、周りの人々と協働することができるよう、力を養う機会や情報の提供とともに、関係機関や団体との連携も含めて施策を推進する必要があります。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)男女共同参画を推進する市民等のエンパワーメントの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性のエンパワーメントを目指す講座の充実や、市民の自主的な男女共同参画社会づくりの学習活動の推進を図ります (人権文化課)</li> <li>○ 男女共同参画を考える催しや市民企画による講座等の実施を推進します (人権文化課)</li> <li>○ 講座や催しを通じて市民の自主的な活動を支援し、グループ形成やネットワークづくりを促進します (市民活動振興室・社会教育課・人権文化課)</li> <li>○ 市民活動団体等に関する情報の収集・提供に努めます (市民活動振興室・社会教育課・人権文化課)</li> </ul> <p><b>(2)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が共に担う文化創造活動の推進と支援に努めます (教育指導課・文化スポーツ振興課・人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画社会づくりのための学習活動に参加したり、自主的な学習活動でエンパワーメントしましょう</li> <li>○ 催しや講座の市民企画に取り組んでみましょう</li> <li>○ グループ形成やネットワークづくりを進めましょう</li> <li>○ 市民活動団体等に関する情報を活用しましょう</li> <li>○ 地域の文化創造活動に積極的に参加しましょう</li> <li>○ 企業、事業主は地域、市民とともに文化創造活動を進めましょう</li> </ul>

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(3)男女共同参画社会を目指すスポーツ活動の推進と支援</b></p> <p>○ 市民が共に楽しめるスポーツの場の提供に努めます（文化スポーツ振興課）</p> <p><b>(4)パソコンを活用した活動等の支援</b></p> <p>○ 市民がパソコンの知識や技術を習得し、活用する力を養うための講座を実施します（社会教育課・人権文化課）</p> <p>○ インターネット等の情報化に対応した市民のネットワークづくりの促進を図ります（情報化推進課・人権文化課）</p>	<p>○ 市民が共に楽しめるスポーツへの参加の機会を積極的に活用しましょう</p> <p>○ パソコンの知識や技術の習得を心がけて活用しましょう</p> <p>○ 企業等は市民のパソコン学習を支援しましょう</p> <p>○ インターネット等の情報技術を活用しましょう</p>

### Ⅲ. 働く場での男女共同参画の推進

#### 課題 1 男女の働く権利の確立

##### 【現状と課題】

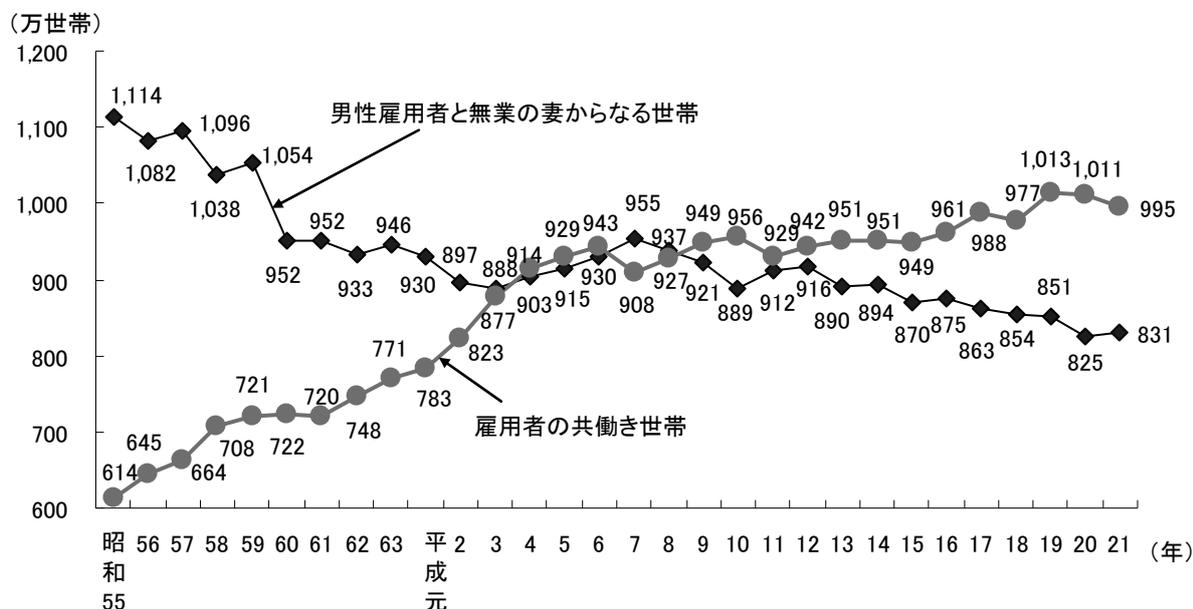
平成 19(2007)年の大阪府の「就業構造基本調査」によると、大阪府では、「パート」や「アルバイト」等の非正規就業者の割合は、男性は平成 9(1997)年の 12.4%から平成 19(2007)年には 23.4%、女性は 46.4%から 58.8%と男女共に上昇し、特に女性の場合は過半数を超えています。

また、本市においては、雇用者の 43.2%（平成 17 年国勢調査）を女性が占めていますが、女性の年齢階級別労働力率では、全国に比べて 40 歳代後半から 50 歳代の 2 つ目の山の部分で、大阪府と同様、全国平均を下回っています。

国の資料では、第 1 子の出産を機に女性の 70%が退職しているというデータもあり、こうした状況を背景に、賃金の男女格差、女性の管理職の割合の低さが生じ、職場における男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されにくくなっています。

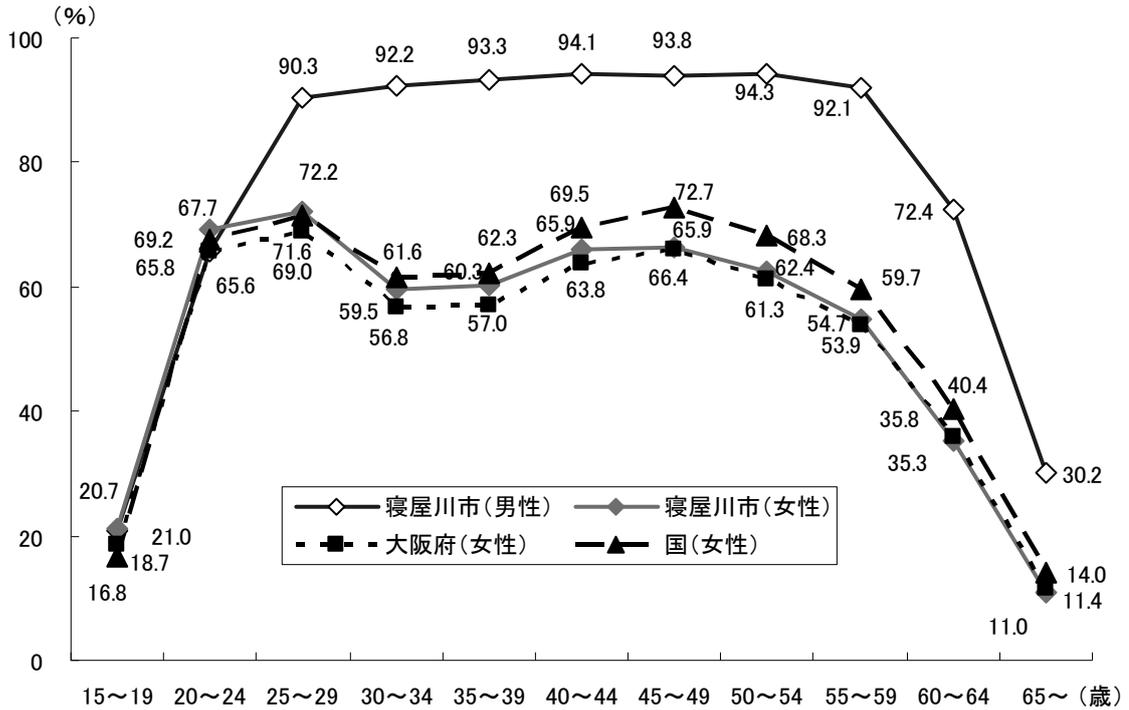
少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少している中では、働く場での男女共同参画を推進し、一人ひとりの男女労働者が能力を十分に発揮することが重要になってきます。男女雇用機会均等法を始めとした、男女が平等に働くための法制度に関する情報の提供や学習の機会を充実し、ライフステージの各段階に応じた働きやすい環境の整備への支援が重要です。

図 共働き等世帯数の推移(全国)



資料：内閣府「男女共同参画白書」平成 22 年版

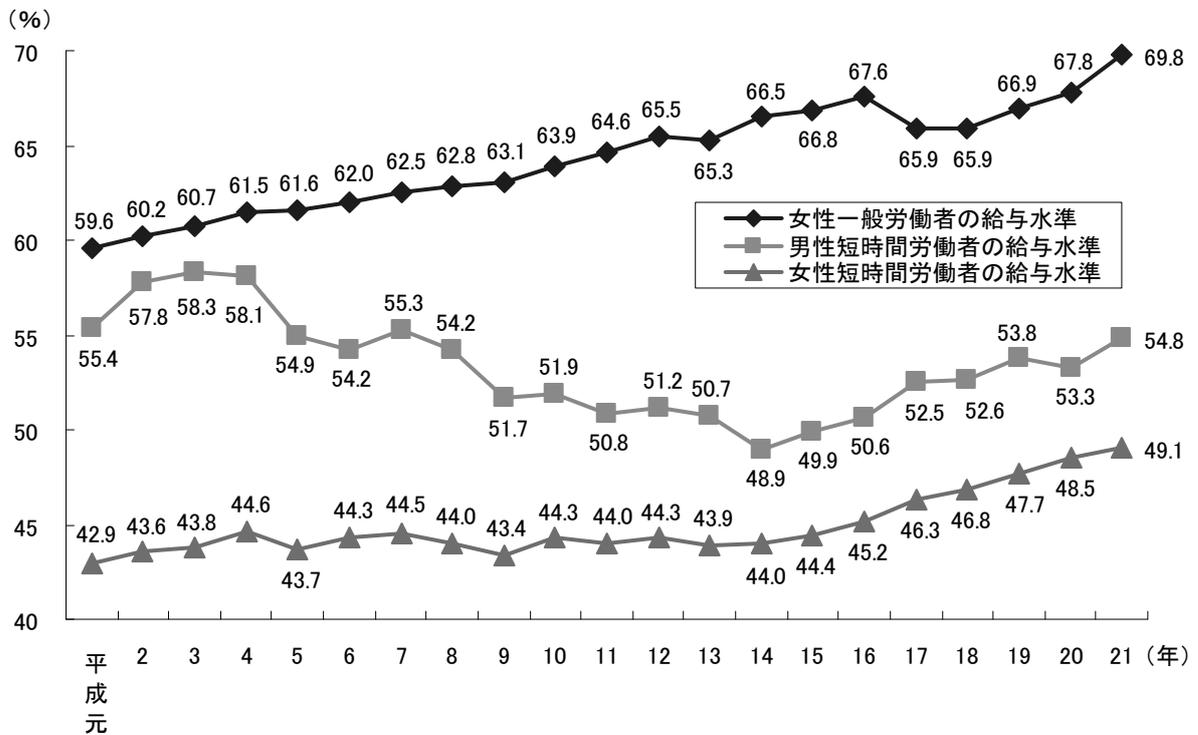
図 性別・年齢層別労働力率(全国(女性)・府(女性)・市)



(注) 総数には労働力状態「不詳」を含まない

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

図 労働者の平均所定内給与格差の推移(男性一般労働者=100)(全国)



(注) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

女性一般労働者は、男性一般労働者の1日当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

男性及び女性短時間労働者は、男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 労働に関する法律・権利の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度の周知を図り、働く場における男女共同参画を促進します (産業振興室・人権文化課)</li> <li>○ 女性労働者が、妊娠、出産等により、不利益を被らないよう、企業、事業主に対して啓発に努めます (産業振興室)</li> </ul> <p><b>(2) 性別にとらわれない労働観・職業観の醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒が性別に基づく固定観念<del>ジェンダー</del>（<u>社会的性別</u>）にとらわれない労働観・職業観を持てるよう指導を進めます (教育指導課)</li> <li>○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、働く女性・男性のモデルの情報提供を図ります (産業振興室・人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業、事業主は「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度について熟知し、法律を遵守します</li> <li>○ 「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度について学習し、労働者の権利について理解を深めましょう</li> <li>○ 企業、事業主は、女性労働者の妊娠、出産等を理由とした不利益な取扱いを行いません</li> <li>○ 性別に基づく固定観念<del>ジェンダー</del>（<u>社会的性別</u>）にとらわれない労働観・職業観を養いましょう</li> <li>○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、働く女性・男性のモデルの情報を活用しましょう</li> </ul>

## 課題2 就業や起業に関する支援

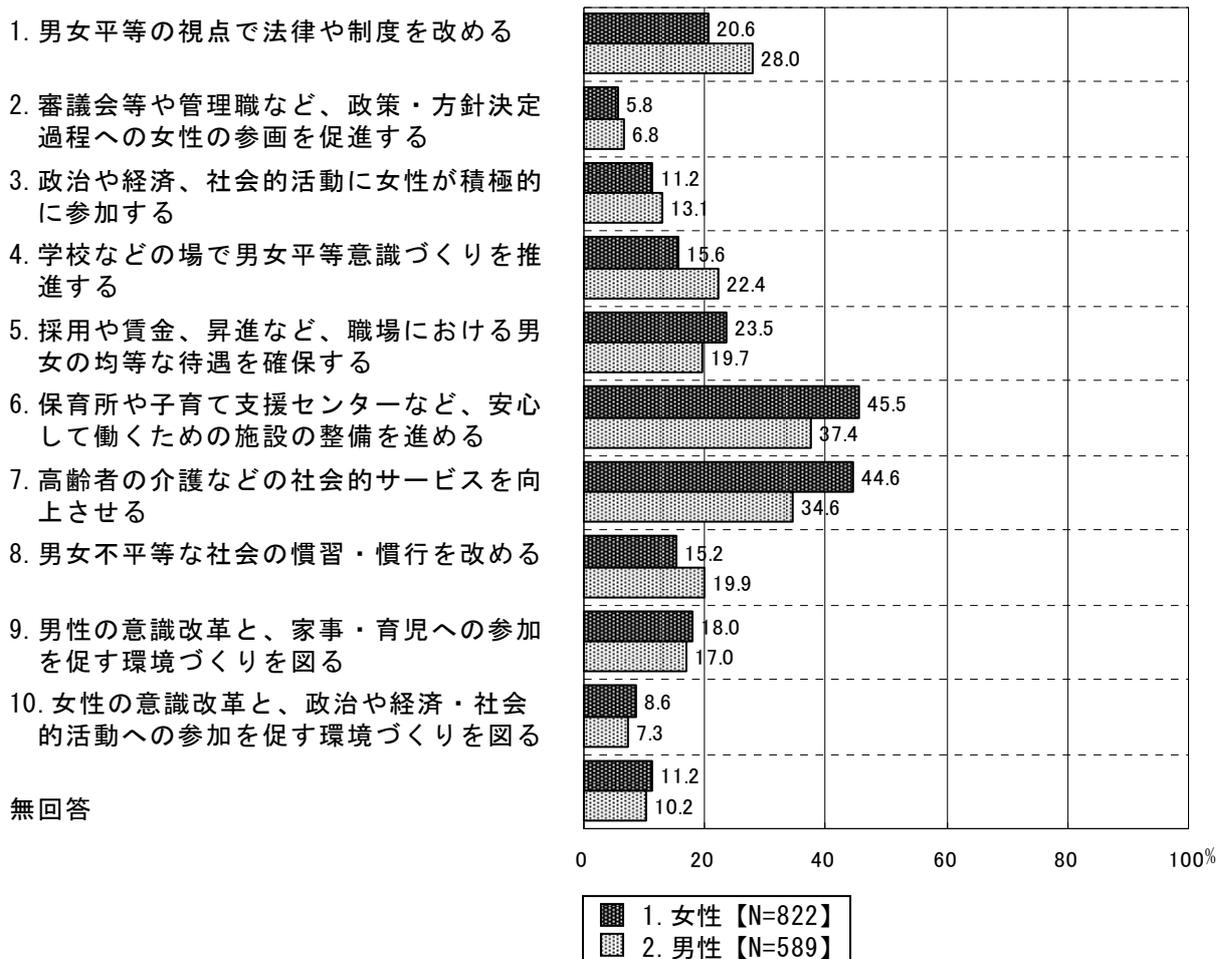
### 【現状と課題】

「平成 21 年市民意識調査」によると、現在働いていない 40 歳代以下の女性の 6 割以上が「すぐにでも働きたい」または「今すぐは無理だが将来は働きたい」と答え、30、40 歳代の大半は「パート・アルバイト・人材派遣」という働き方を希望しています。

再就職等の際に女性が「パート・アルバイト・人材派遣」を望む背景には、家庭のことを女性が担わざるを得ない状況があることが考えられます。しかし、こうした働き方は、不安定で雇用条件がよくない場合が多く、長い目で見れば生涯賃金や老後の年金には大きな格差が生まれます。また、「パート・アルバイト・人材派遣」から「正社員」になることのハードルも低くありません。

就労の場においては、今後、女性の能力が必要になってくるという観点から、継続就労や再就職、起業等、多様な働き方を可能にするために、関係機関と連携して事業者への働きかけや講座の開催、相談の充実等の施策が必要です。

図 男女共同参画を進めるに当たって必要だと思うこと(全国)



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 就労継続への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度の情報提供に努めます（産業振興室）</li> <li>○ 多様な雇用形態の把握に努め、労働局等、労働に関する相談窓口の情報提供を行います（産業振興室）</li> </ul> <p><b>(2) 再就職への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業安定所（ハローワーク）等、関係機関と連携し、就職機会に関する各種情報を提供します（産業振興室・人権文化課）</li> <li>○ 再就職を希望する女性を支援する講座や再就職準備講座等を実施します（産業振興室・人権文化課）</li> <li>○ 再就職に向けた資格習得等に関する情報を提供します（産業振興室）</li> </ul> <p><b>(3) 起業に関する情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起業を目指す女性に対して、必要な知識等の情報提供や相談、学習機会の提供を行います（産業振興室・人権文化課）</li> <li>○ 商工関係団体との情報交換に努めます（産業振興室）</li> </ul> <p><b>(4) 女性の活用促進に関する企業への働きかけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の活用促進に関する情報提供を行います（人権文化課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度を活用しましょう</li> <li>○ 労働に関する悩み等がある人は相談窓口を活用しましょう</li> <li>○ 就職を目指している人は、就職機会に関する情報の把握に努め、経済的自立を目指しましょう</li> <li>○ 再就職を目指す女性は、様々な機会をとらえ職業能力の向上に努めましょう</li> <li>○ 企業、事業主は再就職を目指す女性を積極的に雇用しましょう</li> <li>○ 起業を目指す女性は、様々な機会をとらえ、必要な知識・技能を習得しましょう</li> <li>○ 企業、事業主は女性の活躍促進に関する情報を活用しましょう</li> </ul>

### 課題3 行政内部における男女平等の推進

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に当たっては、行政自らが率先して男女平等・男女共同参画の職場づくりに取り組むことにより、企業や地域活動団体等への波及効果が期待できます。

今後も男女雇用機会均等法にのっとり、男女平等の視点で募集・採用を進めるとともに、女性の職域拡大や人材育成に努め、男女が共に働きやすい職場づくりの観点からセクシュアル・ハラスメントの防止等の取組も、一層推進することが求められます。

また、あらゆる施策に男女共同参画の視点が浸透するよう、職員を対象にしたきめ細かい研修を継続的に実施していくことが必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)採用・配置における男女平等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材活用の視点に立って女性職員の職域拡大や能力開発に努めます（人事室・全部局）</li> <li>○ 男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集・採用を行います（人事室）</li> <li>○ 職員の配属・配置において、一方の性に偏らないよう努めます（人事室）</li> </ul> <p><b>(2)市職員の研修の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性職員の意識向上と能力開発を図るための研修等を行います（人事室）</li> <li>○ 男女共同参画に関する研修や情報提供を充実します（人事室・人権文化課）</li> </ul>	

## IV. 仕事と生活の調和の実現

### 課題1 男女共同参画の子育て支援の促進

#### 【現状と課題】

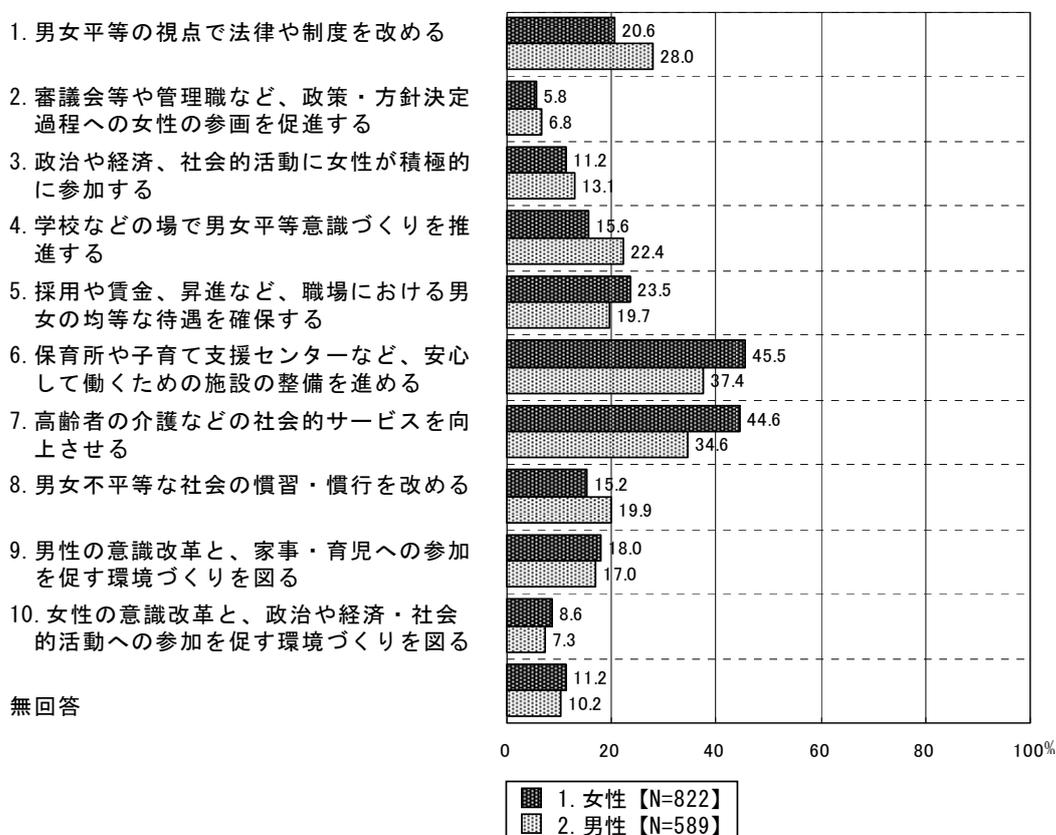
「平成21年市民意識調査」で男女共同参画を進めるに当たって必要なものをたずねた設問では、男女ともに「保育所や子育て支援センターなど、安心して働くための施設の整備を進める」、「高齢者の介護などの社会的サービスを向上させる」の割合が突出して高くなっています。

少子高齢化の進行や地域との関わりの希薄化が進む中、仕事と家庭生活を両立するためには、子育てや介護を社会全体の問題としてとらえることが重要です。

子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう、様々な保育サービスや地域における子育て支援サービス等、子育て支援の充実を進める必要があります。

また、従来、主に女性が担ってきた育児や介護等に、男性が積極的に参加することは、仕事でも生活でも男女が共に自立することにもつながっていきます。「仕事も家庭も大切にする」という意識を醸成していくことが必要です。

図 男女共同参画を進めるに当たって必要なこと



施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 地域における子育て支援サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援センター・つどいの広場事業の推進を図り、子育てネットワークの支援に努めます（こども室）</li> <li>○ 市立保育所等で行っている地域交流活動の充実を促進します（こども室）</li> <li>○ 一時保育事業等を実施する保育所の拡充を図ります（こども室）</li> <li>○ ファミリー・サポート・センター事業を促進します（こども室）</li> <li>○ 子育てに関する相談機能や情報提供の充実を図ります（こども室）</li> </ul> <p><b>(2) 仕事と子育ての両立に向けた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産休あけ保育、育休あけ保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等、働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます（こども室）</li> <li>○ 留守家庭児童会等の放課後の児童育成に努めます（社会教育課）</li> </ul> <p><b>(3) 男性の子育てへの参加促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女が共に子育てに関わるよう、啓発と機会の提供に努めます（こども室・人権文化課・健康増進課）</li> <li>○ 男性が参加しやすいように「パパママ教室」を展開します（健康増進課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育ては社会全体の責任という意識で、子育て世帯を支えましょう</li> <li>○ 地域交流活動に積極的に参加しましょう</li> <li>○ ファミリー・サポート・センター事業の運営に協力しましょう</li> <li>○ 子育てに関する相談や情報を活用しましょう</li> <li>○ 働く男女の子育てと仕事の両立への理解を深めましょう</li> <li>○ 放課後の児童育成について理解し協力しましょう</li> <li>○ 男女が共に子育てをする重要性を理解しましょう</li> <li>○ 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、「パパママ教室」に積極的に参加しましょう</li> </ul>

## 課題2 仕事と生活の両立支援

### 【現状と課題】

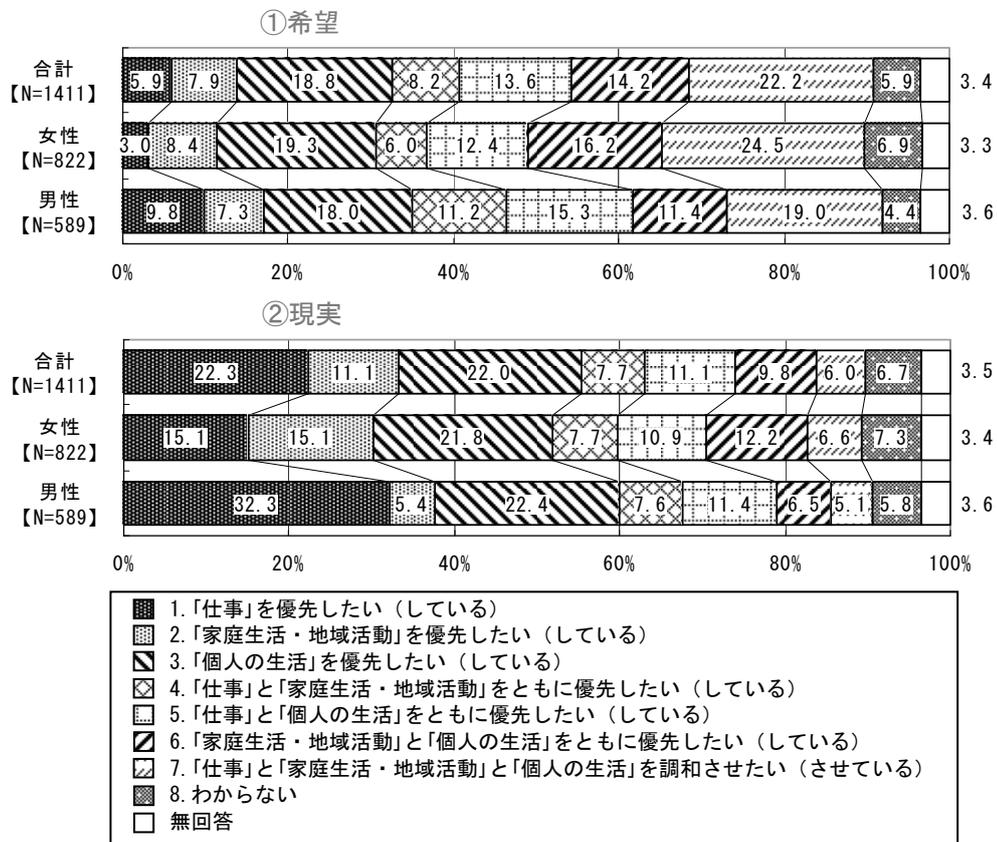
「平成21年市民意識調査」によると、暮らし方の希望では、男女共に50%以上が「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」を組み合わせた暮らしを望んでいるにもかかわらず、現実の生活では、こうした暮らし方は30%台に減少し、女性の場合は、『仕事』を優先している』『家庭生活・地域活動』を優先している」がそれぞれ15%、男性の場合は『仕事』を優先している」が30%を超えています。

働く男女が家庭生活や地域活動、個人の生活について自ら望むバランスを可能にするためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が広く浸透していく必要があります。

特に、男性は、これまでの固定的な性別役割分担意識によって、仕事中心のライフスタイルを余儀なくされてきました。長時間労働によって男性が子育て等の家庭生活に参加できない状況が、高齢になってからの夫婦や家族の関係に影響を及ぼすことも考えられます。

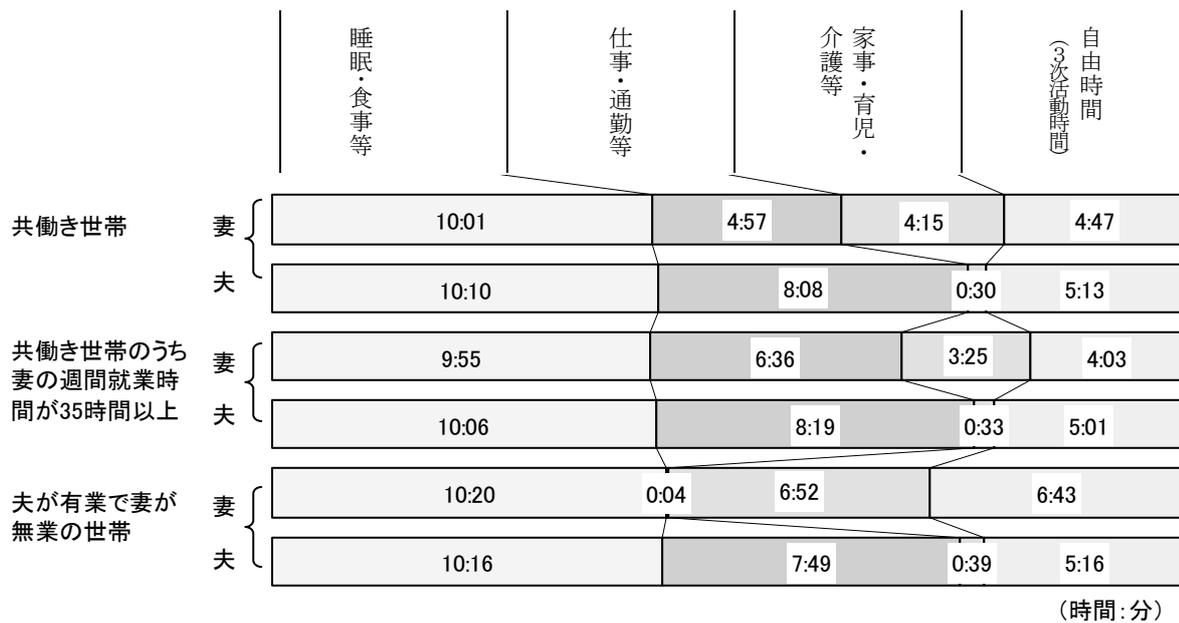
働き方の見直しや、男性が家事、育児、介護、地域活動等に参画していくことへの社会的な気運の醸成とともに、男性の育児休業取得等を促進するための取組が求められます。

図 「仕事」、「家庭生活・地域活動」、「個人の生活」についての希望と現実



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

図 妻の就業状態別・夫と妻の仕事時間と家事関連時間(全国)



(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成 18 年)より作成。

資料: 内閣府「男女共同参画白書」平成 21 年版

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 仕事と生活の両立に向けた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画の推進に向けた総合評価方式による入札制度を検討します (契約課)</li> <li>○ 男性が家事等の実践的な知識や技術を身につける講座等の実施に努めます (社会教育課・人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性は、家事に関する知識や技能を身につけて、積極的に家事を行いましょ</li> </ul>
<p><b>(2) 仕事と生活の両立に向けた啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女が共に仕事と家庭・地域活動の両立を図ることができるように、企業、事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます (産業振興室・人権文化課)</li> <li>○ 男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直すための啓発と情報提供に努めます (人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業、事業主は、労働者が仕事と家庭・地域活動の両立が図れるように努めましょ</li> <li>○ 男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直しましょ</li> </ul>
<p><b>(3) 男性の育児休業取得促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携して、企業や事業主、市民に向けて育児・介護休業制度に関する情報を提供し、啓発に努めます (産業振興室・人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業、事業主は、男女が共に育児・介護休業がとれるような環境を整えます</li> </ul>
<p><b>(4) 女性のライフプランニング支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性が生涯を通じたライフプランについて考える機会を提供します (人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の生涯を通じたライフプランを考える機会を持ちましょ</li> </ul>

## V. あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備

### 課題1 看護・介護への社会的支援

#### 【現状と課題】

本市の高齢化率は 21.9%（平成 22(2010)年 4月 1日現在）となっています（住民基本台帳人口及び外国人登録人口より算出）。また、65 歳以上の高齢者の単独世帯の割合も急激に増加し、その 70%は女性となっています。

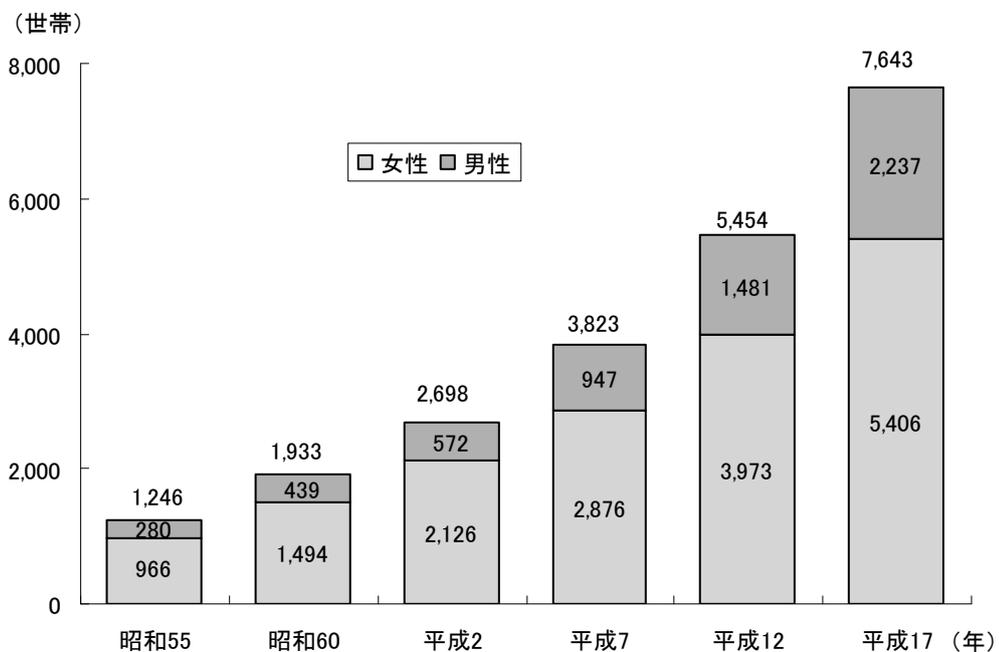
「平成 21 年市民意識調査」によると、高齢者の介護・介助を担っているのは、妻、娘、息子の配偶者等といった女性が 50%で、夫、息子という男性は 10%強であり、介護・介助の負担が女性に偏っていることが分かります。

以上のことから、高齢者問題を解決することは女性の問題を解決することにつながっているとと言えます。

介護を社会全体で担うために始まった介護保険制度がスタートし、10 年が経過しました。「寝屋川市高齢者保健福祉計画」に沿って、地域でサポートする仕組みをつくるなど、高齢者が安心して暮らせる介護体制を整備するよう、関係機関との連携が必要です。

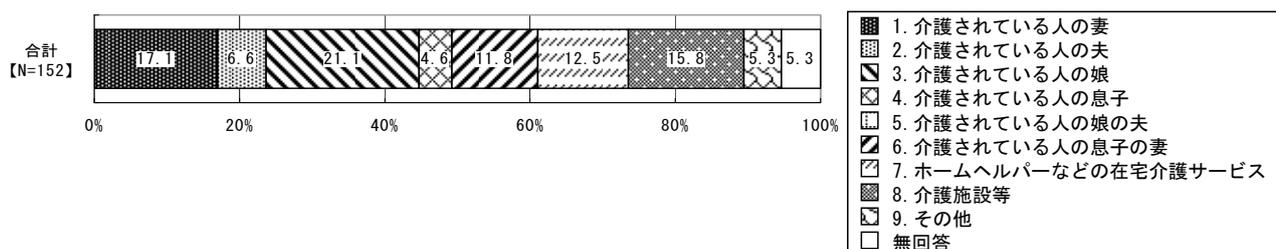
また、高齢者夫婦世帯や男性の未婚率が増加する傾向の中で、男性が介護を担うケースが増えてくると考えられます。仕事重視の生き方によって地域に参加できずに孤立化したり、家事や介護の技術不足等による負担が大きいと考えられ、男性に対するきめ細かい支援が求められます。

図 性別・65 歳以上の単独世帯数の推移(市)



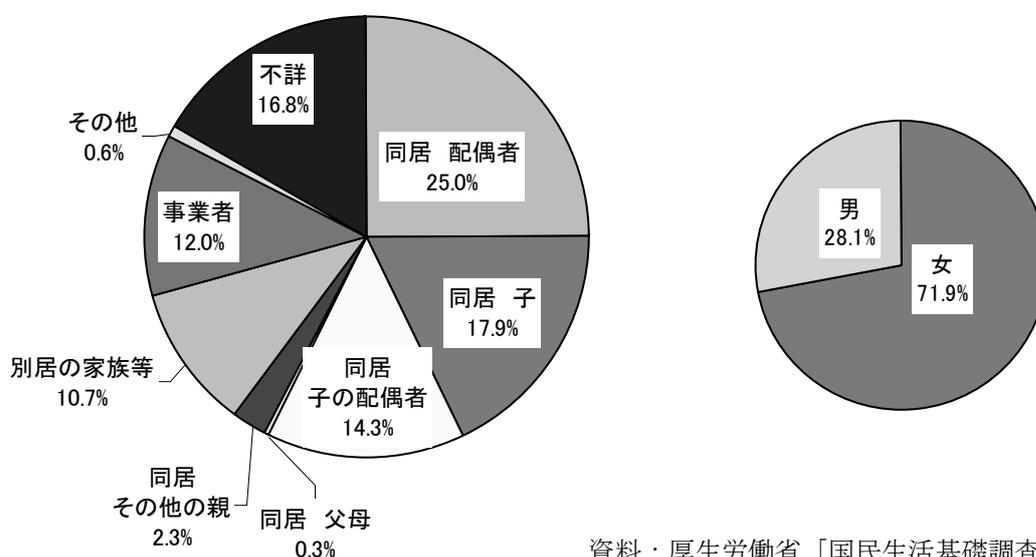
資料：総務省 統計局「国勢調査報告」

図 主な介護・介助者



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

図 主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別(全国)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」平成 19 年

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)介護施策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画) を推進し、高齢福祉サービスの充実に努めます (高齢介護室)</li> <li>○ 地域包括支援センターを中核として、関係機関と連携し、地域に密着した情報提供と相談支援を推進します (高齢介護室)</li> <li>○ 介護保険施設等の整備に当たっては、入居者及び介護者の人権が保障されるよう努めます (高齢介護室)</li> <li>○ 仕事と介護や看護の両立が図られるよう、介護者への情報提供に努めます (高齢介護室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて高齢福祉サービスを利用しましょう</li> <li>○ 高齢者やその家族は、介護の不安をひとりで抱え込まずに早めに相談しましょう</li> <li>○ 介護保険施設を経営する事業主は入居者及び介護者の人権に配慮しましょう</li> <li>○ 仕事と介護・看護を両立するための情報を活用し、制度を利用しましょう</li> </ul>

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p>○ 介護者のネットワークづくり等、家族介護の支援を推進します（高齢介護室）</p> <p><b>(2)男性の看護・介護への参画促進と支援</b></p> <p>○ 看護・介護への男性の参画が進むよう、意識啓発、情報提供に努めます（高齢介護室）</p> <p>○ 男女が共に参加できる介護教室を開催し、技能習得を図ります（高齢介護室）</p> <p>○ 児童・生徒が看護・介護への関心を高められるよう、看護・介護学習、福祉講座等の推進を図ります（教育指導課）</p>	<p>○ 介護者の集まり等に参加して、孤立しないように努めましょう</p> <p>○ 男性による介護について理解を深めましょう</p> <p>○ 男女が共に看護・介護に参画できるよう技能習得に努めましょう</p> <p>○ 子どもの<u>頃から</u>看護・介護への関心を高められる機会を設けましょう</p>

## 課題2 高齢者や障害者の自立と連帯への支援

### 【現状と課題】

高齢社会を豊かで活力あるものとするためには、年齢や性別にとらわれず、住み慣れた地域で自らの経験や能力をいかして社会に参加し、役割を担いながら、高齢者が自立して生活することが大切です。

高齢者の社会参加に関するネットワークを構築するとともに、自立した暮らしを継続できるよう施策を推進し、互いに支え合って暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、障害のあるなしにかかわらず、共に生活し活動できる社会の構築が求められています。中でも、障害のある女性の場合は、障害に加えて女性であることで更に複合的な困難があることに留意する必要があります。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 高齢者への自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者のニーズの把握に努めます (高齢介護室)</li> <li>○ 高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます (高齢介護室)</li> </ul> <p><b>(2) 障害者への自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます (障害福祉課)</li> <li>○ 障害者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます (障害福祉課)</li> <li>○ ひとり暮らしの障害者への生活自立に向けた支援を行います (障害福祉課)</li> <li>○ 障害者が気軽に相談できるよう努めます (障害福祉課)</li> </ul> <p><b>(3) 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障害者を始め、だれもが利用しやすい施設、環境の整備に努めます (障害福祉課・都市計画室・まちづくり指導課・道路建設課)</li> <li>○ 福祉のまちづくりに対する市民の理解を深めるための情報提供を行います (障害福祉課・まちづくり指導課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業、事業主は、高齢者の雇用機会の拡大に努めましょう</li> <li>○ 企業、事業主は、障害者の雇用機会の拡大に努めましょう</li> <li>○ 自立生活を行う障害者の支援に協力しましょう</li> <li>○ 障害者はひとりで悩まず気軽に相談しましょう</li> <li>○ ノーマライゼーションのまちづくりへの理解を深めましょう</li> <li>○ ノーマライゼーションの理念について学習し、理解を深めましょう</li> </ul>

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(4) 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援</b></p> <p>○ 高齢者や障害者の自立に向けたグループホーム等の整備を推進し、当事者等のネットワーク活動を支援します</p> <p style="text-align: right;">（高齢介護室・障害福祉課）</p>	<p>○ 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動を支援しましょう</p>

### 課題3 多様な家族への生活支援

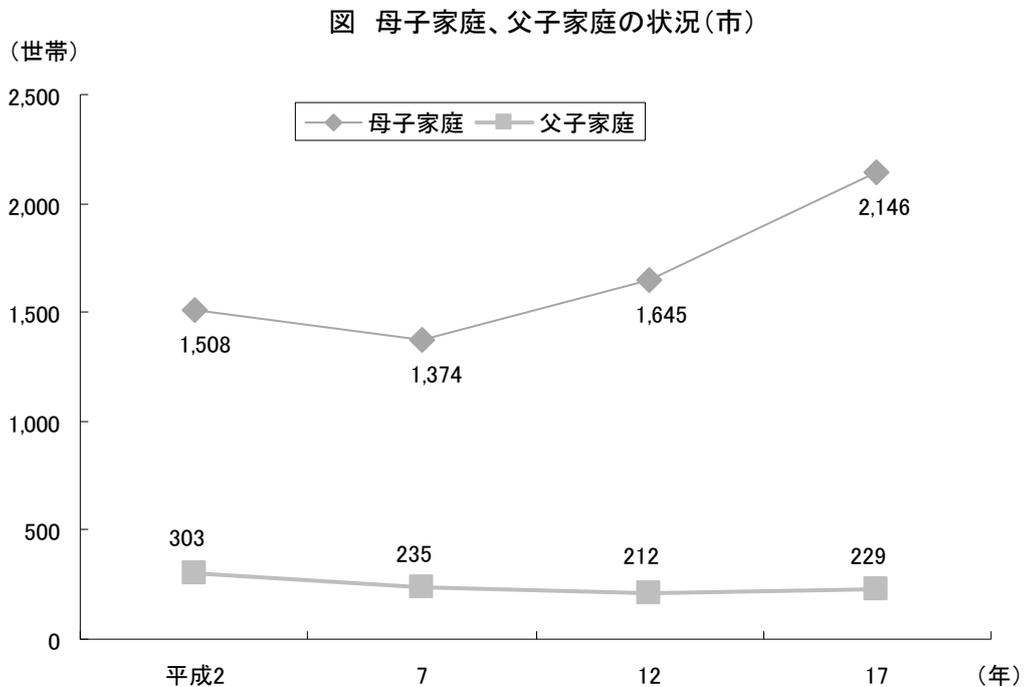
#### 【現状と課題】

これまで大半を占めていた「夫婦と子ども」世帯は減少し、単身世帯やひとり親世帯、高齢者夫婦世帯が増え、家族の形態は多様化しています。

離婚家庭や単身の人たちに対する偏見をなくし、様々な家族形態があることが理解されるよう啓発を行うことが必要です。

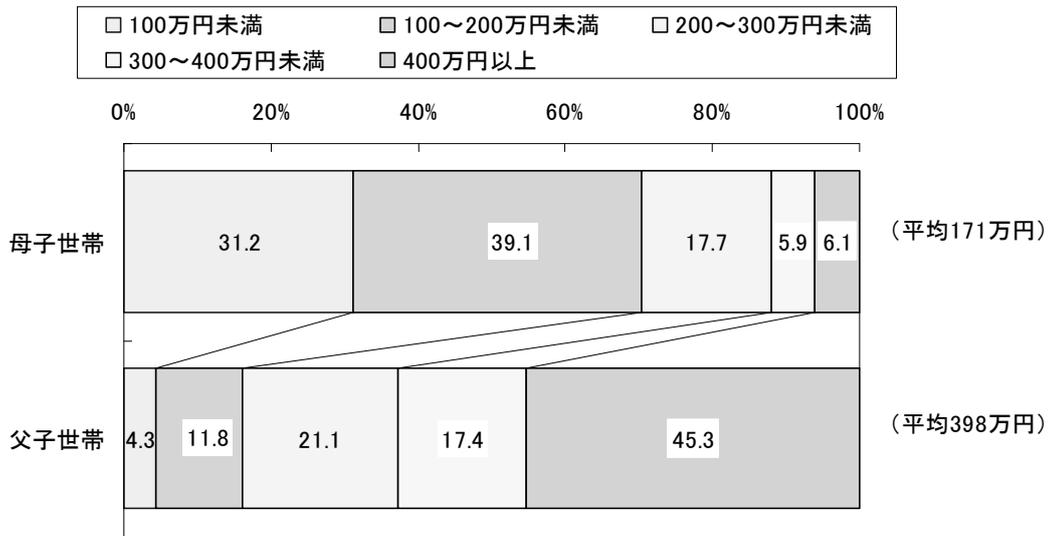
経済的・社会的に厳しい状況に置かれている母子家庭の世帯数は増加しています。関係機関や市民活動団体等と連携し、必要な人に必要な支援が届くよう、総合的な施策を充実することが重要です。

父子家庭においては、家事や子育てと仕事の両立によりストレスを抱えたり、職場の理解が十分得られないなどの課題があると推察できます。父子家庭への理解を深めるとともに、当事者の立場に立った支援策を構築していくことが求められます。



資料：総務省「国勢調査」

図 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合(全国)



(備考) 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成18年)より作成。  
 2. 「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。  
 資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動を行います (人権文化課)</li> </ul> <p><b>(2)多様な家族への生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な家族のニーズに応じた相談や情報提供に努めます (広報広聴課)</li> <li>○ ひとり親家庭の自立支援に努めます (こども室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な家族形態について理解を深め、認め合いましょう</li> <li>○ 市の相談窓口や情報の活用を図るとともに、市民相互の情報交換に努めましょう</li> </ul>

## 課題4 地域に居住する外国人女性への理解と支援

### 【現状と課題】

日本に在住する外国人女性は、言語の違いや文化・価値観の違い等の困難を抱えていることに加え、女性であることから、複合的な困難に陥る可能性があります。

男女共同参画の視点に立った、多言語による情報提供等が求められます。

在住外国人家庭や国際結婚の家庭に育つ子どもたちは、複数の文化を背景にすることから、アイデンティティの確立が困難な場合があります。自分たちの国の文化に誇りを持ちながら地域で暮らしていくため、多文化に対する理解を深め、共生することのできる地域社会づくりが求められます。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)市内に在住する外国人女性への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人女性が、安全な日常生活を送るための各種の生活情報や行政サービス情報の提供を行います（広報広聴課・人権文化課）</li> <li>○ 外国語ボランティアの情報提供を行います（市民活動振興室）</li> <li>○ 大阪府を始めとする各種の外国人女性の人権侵害にかかわる相談機関の情報提供に努めます（人権文化課）</li> </ul> <p><b>(2)多文化共生への理解促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多文化共生に関する啓発に努めます（市民活動振興室）</li> <li>○ 市内在住外国人が、地域の一員として地域づくりに参加できる環境整備に努めます（市民活動振興室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に在住する外国人への情報提供に協力しましょう</li> <li>○ 外国語ボランティア活動に積極的に参加・参画しましょう</li> <li>○ 多様な文化への理解を深めて、共生する豊かな社会づくりを目指しましょう</li> </ul>

## VI. 生涯を通じた心と身体の健康づくり

### 課題1 生涯を通じた女性の健康づくり

#### 【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となるものです。そのためには、一人ひとりが自分の心身の機能や特徴について正しい知識・情報を得、主体的に健康を享受できるようにしていくことが必要です。

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期と、人生の各段階において男性とは異なる健康上の問題に直面することが多く、特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目となります。ライフサイクルに応じた健康支援の取組が必要です。

近年では、疾患の罹患状況が男女で異なること等から、性差を踏まえた的確な医療の必要性が言われています。性差を踏まえた心身の健康づくりへの支援等が必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)生涯の各時期に応じた健診の普及と必要な医療と連携した相談体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性や心と身体に関する相談窓口の充実と情報提供に努めます（健康増進課）</li> <li>○ <u>摂食障害や不妊を始め、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など</u>における女性の身体的症状と<del>妊娠・出産期</del>を心と身体の両面からとらえ、医療と連携してトータルに応じられる相談に努めます（健康増進課）</li> </ul> <p><b>(2)女性の健康管理の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の健康管理についての情報提供に努めます（健康増進課）</li> <li>○ 健診等に受診しやすい体制づくりに努めます（健康増進課）</li> <li>○ 女性の身体的特徴を踏まえた健康に関する啓発や学習機会の提供に努めます（人権文化課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早い時期に医療と連携した相談窓口を積極的に活用しましょう</li> <li>○ 女性は自らの健康管理についての情報を活用しましょう</li> <li>○ 企業、事業主は、健診等に受診しやすい体制をつくりましょう</li> <li>○ 市民は定期的な受診に努めましょう</li> <li>○ 女性の身体的特徴を踏まえた健康について学習し、理解を深めましょう</li> </ul>

## 課題2 性と生殖に関する健康と権利の保障

### 【現状と課題】

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、市民への普及に努め、女性が思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期まで、生涯を通じて自分の健康について管理し、決定できるように支援していくことが必要です。

若い世代における望まない妊娠や性感染症、HIV/エイズ等は、生涯にわたり健康に大きな影響を及ぼすものです。発達段階に応じた学習や、予防等の情報提供に努めることが必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透</b></p> <p>○ あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重と浸透を図るため、家庭学習、学校教育、社会教育、保健事業での啓発、学習機会の提供に努めます (健康増進課・教育指導課・人権文化課)</p> <p><b>(2)妊娠・出産・育児期の健診・相談の充実</b></p> <p>○ こどもプランに基づき、母子保健事業を推進します (健康増進課)</p> <p>○ 健康教室、健診時における一時保育の充実を図ります (健康増進課)</p> <p>○ 妊娠・出産・育児期の心と身体の相談事業の充実を図ります (健康増進課)</p> <p><b>(3)HIV/エイズ、性感染症についての予防啓発の推進</b></p> <p>○ HIV/エイズや性感染症について正しい理解の浸透を図ります (健康増進課)</p>	<p>○ 女性自身が自らの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、正しい知識を身につけましょう</p> <p>○ 男性は、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について理解を深めましょう</p> <p>○ 妊娠・出産・育児期に関する各種情報を積極的に活用しましょう</p> <p>○ HIV/エイズや性感染症について偏見をなくし、正確な知識を持ちましょう</p>

### 課題3 男性の心身の健康づくり

#### 【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識は、男性の心身の健康にも大きな影響を与えています。年間3万人を超える自殺者のうち中高年の男性の占める割合は高く、過労死の犠牲者の多くは男性です。家庭介護の中で起こる高齢者虐待の加害者に占める男性の割合も高く、父子家庭の父親等、社会状況や生活スタイルの変化によって様々なストレスが発生しています。男性対象の相談事業の充実等が求められます。

また、男性固有の疾病等もあり、性差を踏まえた心身の健康づくりの支援等が必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)男性の心身の健康づくりに向けた啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ジェンダー（社会的・文化的性別）の視点から、男性の心身の健康づくりについて啓発に努めます（健康増進課）</li> <li>○ 男女が共に参加しやすい健康教室を開催します（健康増進課）</li> </ul> <p><b>(2)相談体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性対象の心の悩み相談の充実を図ります（人権文化課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性自身が自らの心身の健康について関心を高めましょう</li> <li>○ 男性は悩みをひとりで抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談しましょう</li> </ul>

## VII. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### 課題1 あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり

#### 【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為、児童虐待、人身取引等は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。こうした暴力の被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の克服すべき重大な課題です。

様々な形態の暴力に対して、学校、地域、職場、家庭等あらゆる場面で、人権侵害であるとの認識を広く浸透させ、暴力根絶に向けての啓発と意識改革が重要です。

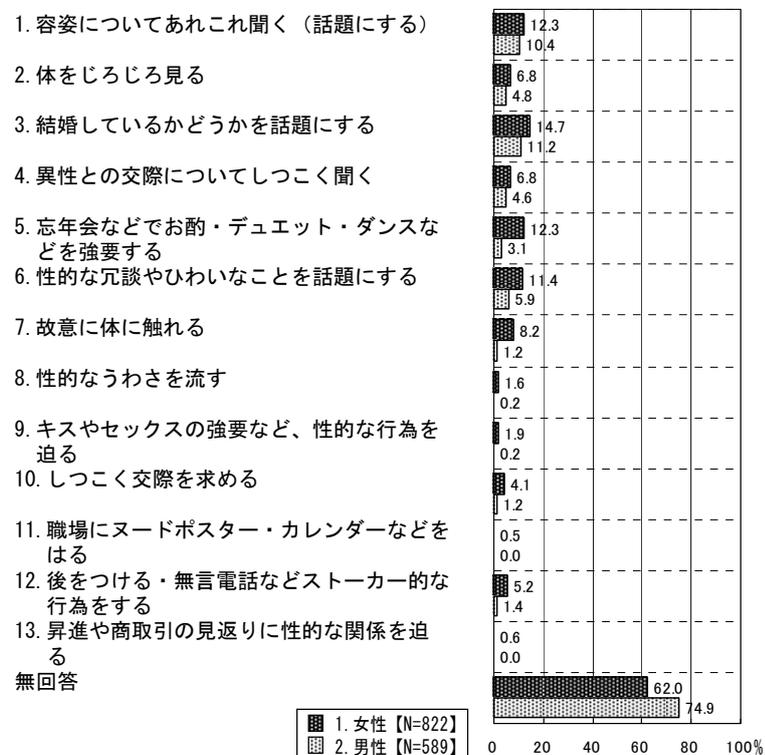
また、子どもに対する性暴力やインターネット・携帯電話を通じた児童ポルノ、児童買春等を防止するため、子どもの権利に関する啓発・学習を促進する必要があります。

家庭内で起こる児童虐待や高齢者虐待等は、地域における意識の醸成と見守りのネットワーク化等、予防と根絶のための基盤づくりが重要になります。

医療機関や教育機関、警察、民間団体等、様々な機関の相互連携を強化して、あらゆる暴力の被害者が潜在化しないよう早期発見の仕組みを構築することが必要です。

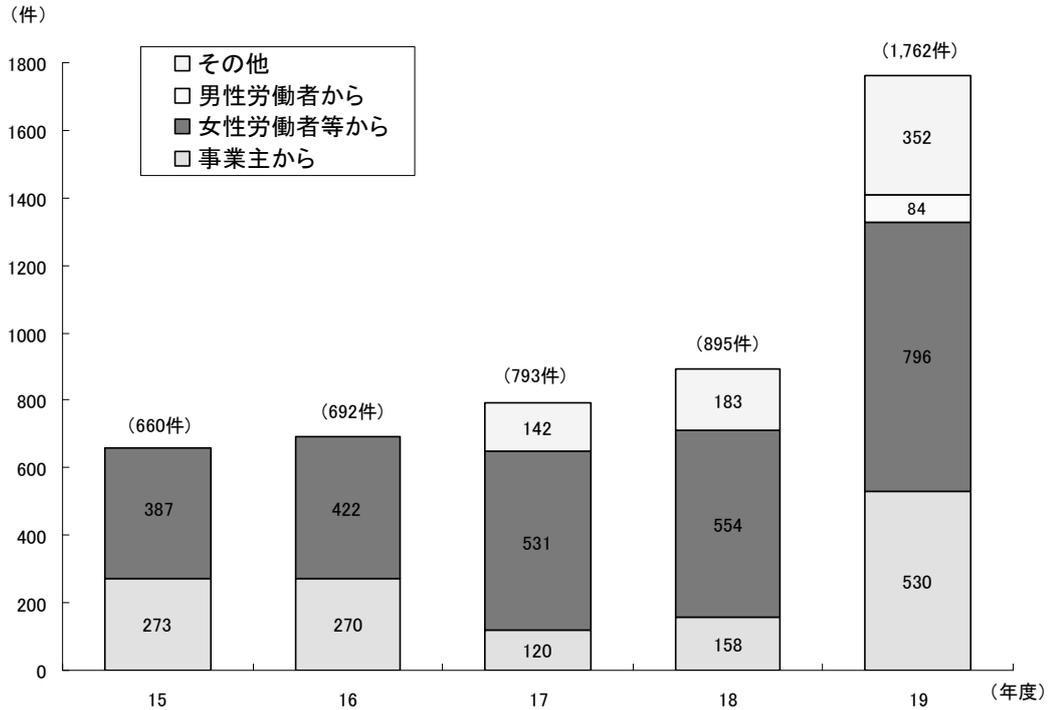
また、被害者の精神的負担に配慮し、相談しやすい体制を整備するとともに、専門機関との連携を図りながら、適切な支援に結び付けることも重要です。

図 セクハラ行為を受けた経験



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

図 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移(府)



(注) 平成 19 年に男女雇用機会均等法が改正され、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも措置の対象となった。

「その他」には、労働者の家族や社会保険労務士等からの相談を含む。

グラフの(件)は相談の総件数

資料：大阪労働局雇用均等室資料より作成

表 大阪府警察相談窓口寄せられた「女性に対する暴力」に関する相談等件数の推移(府)

	平成 13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
女性に対する暴力に関する相談件数	246	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625	1,987
ストーカー警告件数	119	117	145	172	89	53	55	111
ストーカー禁止命令	7	3	2	2	0	0	0	3
ストーカー相談件数	1,295	1,105	1,177	1,517	1,319	1,087	993	1,217
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	44	90	110	93	77	99	130	88
児童買春・児童ポルノ法違反被害児童の数	96	92	59	108	83	107	113	63
売春防止法検挙件数	471	469	421	289	166	161	111	76

(注) 平成 13 年の女性に対する暴力に関する相談件数は法施行後にデータ集計を開始しており、1 年に満たないもの。

※大阪府警察本部調べ

資料：『大阪府の男女共同参画の現状と施策』平成 22 年

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 暴力根絶に向けての啓発</b></p> <p>○ 女性等に対する暴力の防止のための啓発活動や学習機会の提供に努めます (人権文化課)</p> <p>○ セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発に努めます (産業振興室・人権文化課)</p> <p>○ 児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引等に関わる啓発活動や学習機会の提供に努めます (こども室・地域教育振興課・人権文化課)</p> <p>○ 児童虐待防止のために児童虐待の通告義務等について<u>必要な</u>広報活動に努めます (こども室・人権文化課)</p> <p>○ 高齢者虐待防止のために高齢者虐待の通告義務等について<u>必要な</u>広報活動に努めます (高齢介護室・人権文化課)</p> <p><b>(2) 暴力に対する相談・連携体制の充実</b></p> <p>○ 女性の心の悩みの相談（カウンセリング）の充実に努めます (人権文化課)</p> <p>○ 被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます (人権文化課)</p> <p>○ 心や身体について同じ悩みを持つ女性たちが相互に励まし、支え合えるような支援のあり方について研究します (健康増進課・人権文化課)</p> <p>○ 児童虐待の再発防止に向けて虐待を行った保護者に対して関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います (こども室)</p> <p>○ 高齢者虐待の防止に向けて関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います (高齢介護室)</p>	<p>○ 女性等に対する暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう</p> <p>○ セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりに努めます</p> <p>○ 児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引等の防止に向けて<u>について</u>学習し、<u>理解を深め</u>ましょう</p> <p>○ 市民は児童虐待の通告義務があることの認識を持ちましょう</p> <p>○ 市民は高齢者虐待の通告義務があることの認識を持ちましょう</p> <p>○ 被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口に相談するよう助言しましょう</p> <p>○ 被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう</p> <p>○ 悩みを抱え込まず当事者グループ等の情報を得て参加してみましょう</p> <p>○ 児童虐待の事実を知った場合、すみやかに児童相談所に連絡しましょう</p> <p>○ 高齢者虐待の事実を知った場合、すみやかに関係機関に連絡しましょう</p>

## 課題2 配偶者等からの暴力（DV）に対する啓発の推進

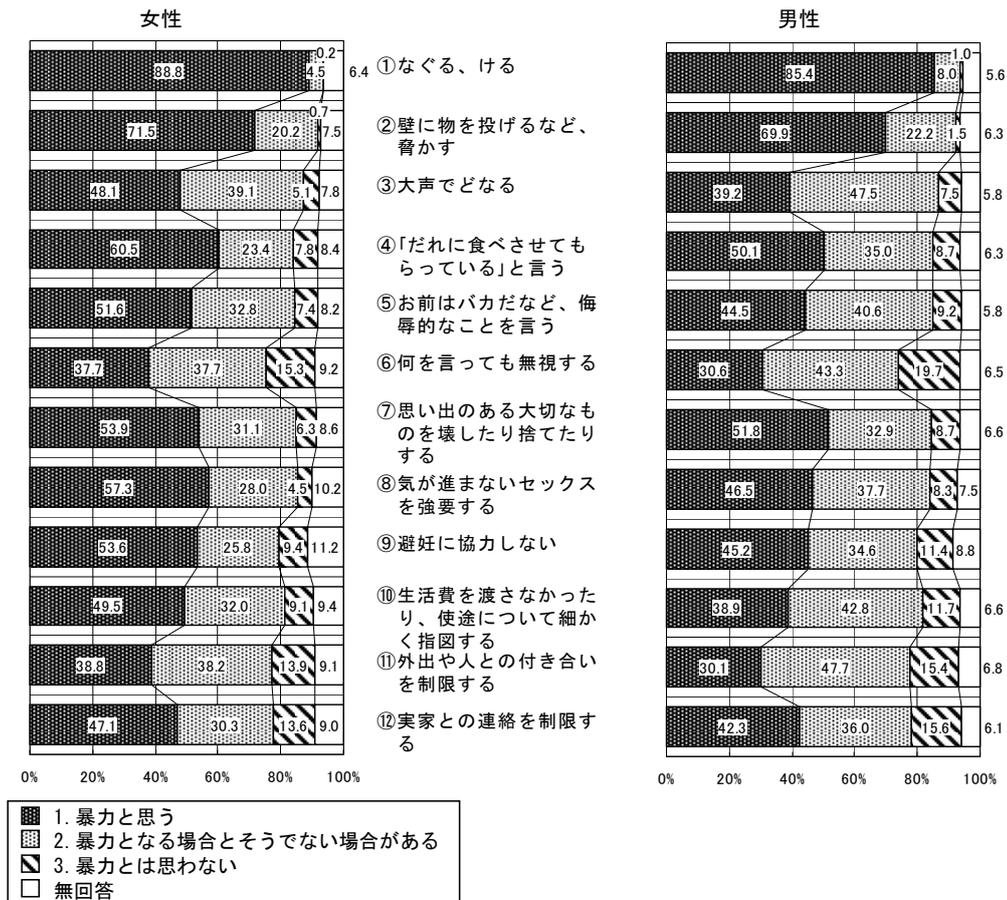
### 【現状と課題】

平成 13(2001)年に「配偶者暴力防止法」が制定され、配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所が関わり、被害者を保護するための制度化が図られました。また、平成 16(2004)年の改正では、暴力の定義拡大や、保護命令制度の拡充、自立支援の強化等が盛り込まれました。これを受けて、大阪府では平成 17(2005)年 11 月に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。府内市町村においても、配偶者等からの暴力に関する情報提供や正しい理解の促進が求められています。

近年では、若年層を含む恋人同士でも同様の暴力形態（デートDV）が起きていることが明らかになってきました。

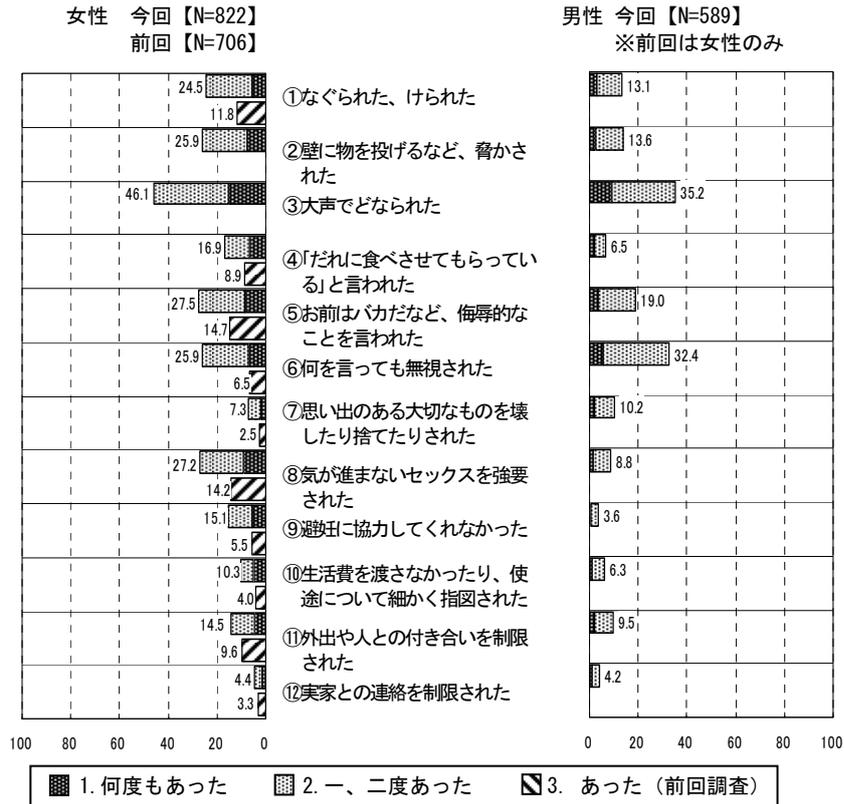
DVの被害者は、自分の身に起きていることがDVだと気づかないことが多くあり、周囲の一言が気づきのきっかけになることから、社会全体がDVに関して正しい知識を持つことが重要です。DV被害を受けている当事者の立場で考えられるよう、広報・啓発活動を推進することが必要です。

図 配偶者や恋人からの暴力の認識



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

図 配偶者や恋人からの暴力



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 配偶者等からの暴力 (DV) に対する理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVを予防・防止するための学習機会の充実と啓発活動に努めます (人権文化課)</li> <li>○ DV防止法についての広報活動に努めます (人権文化課)</li> <li>○ デートDVに関する啓発に努めます (人権文化課)</li> <li>○ 関係機関や庁内関係課へ研修等を実施します (人権文化課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVについての学習機会に参加し、理解を深めましょう</li> <li>○ DV防止法についての理解を深めましょう</li> <li>○ デートDVに対する理解を深めましょう</li> </ul>

### 課題3 配偶者等からの暴力（DV）に対する相談体制の整備

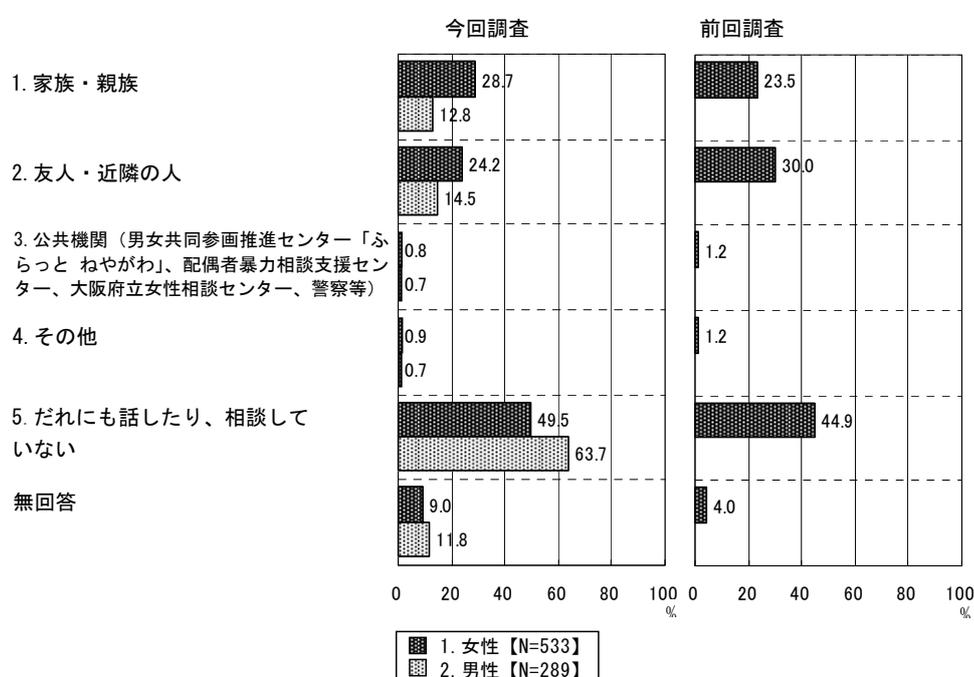
#### 【現状と課題】

「平成 21 年市民意識調査」によると、DV被害者の約半数以上が被害を受けたのにだれにも話したり相談していません。

被害を受けたのに相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえがまんすれば、やっていけると思った」、「相談しても無駄だと思った」が上位の理由となっています。

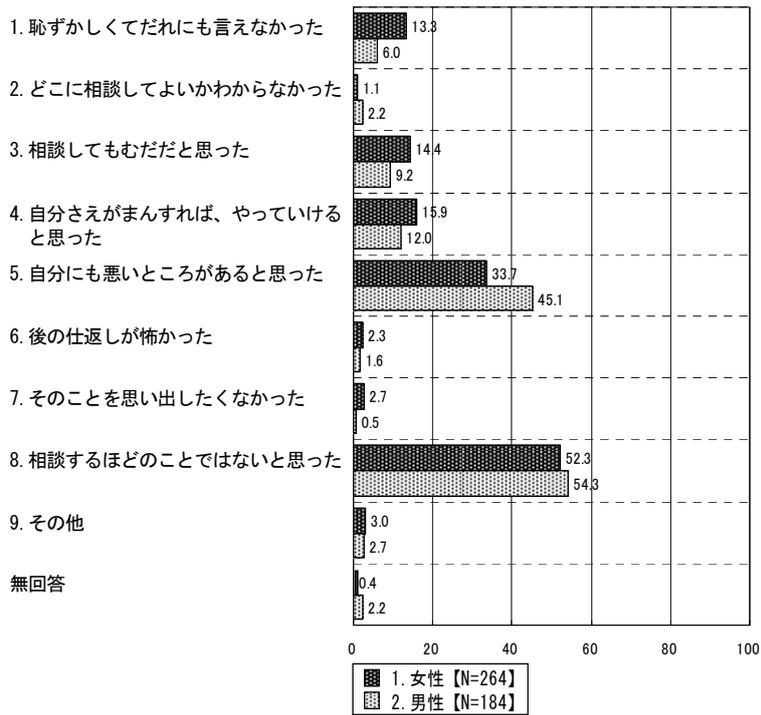
専門機関の周知を図るとともに、DV被害者の心と体を両面でとらえ、二次的な被害を受けないよう配慮し、被害を潜在化させないことが重要です。また、同じ体験をした仲間同士で課題の解決をはかる自助グループの育成も課題です。

図 被害を受けた時の相談相手



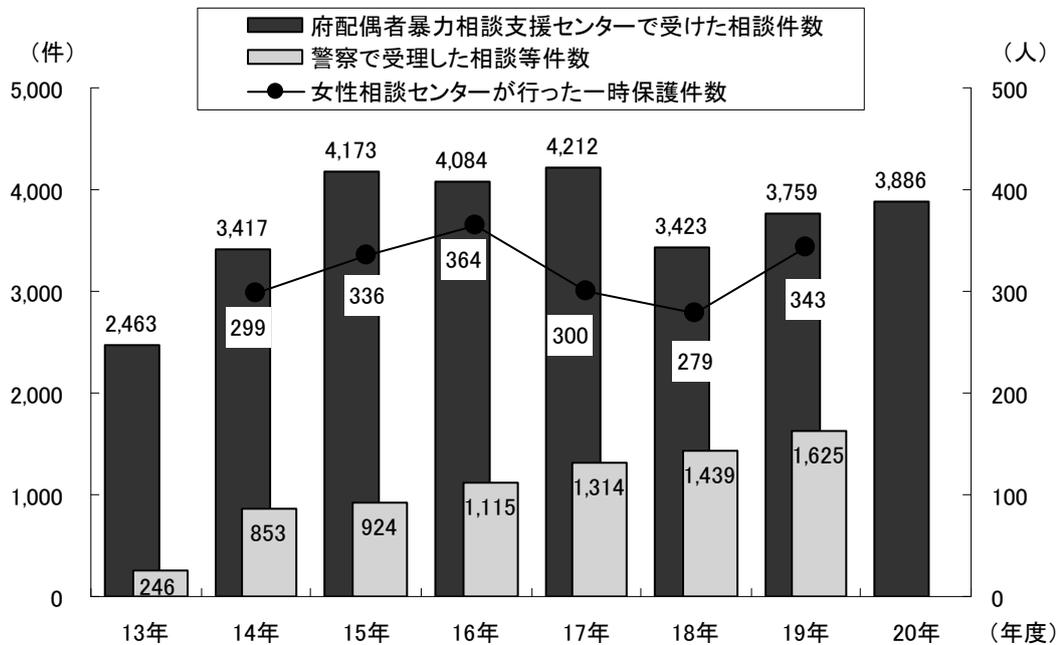
資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

図 被害を受けたが相談しなかった理由



資料：「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

図 ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談等件数の推移(府)



(注)「府配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数」は内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査。平成 13 年度は大阪府女性相談センターで受けた相談件数。本人以外からの相談も含む。「警察で受理した相談等件数」は大阪府警察本部調べ。平成 13 年は、法施行後にデータ集計を開始しており、1 年に満たない。「女性相談センターが行った一時保護件数」は大阪府女性相談センター調べ

資料：『大阪府の男女共同参画の現状と施策』平成 22 年

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1)相談体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVの相談体制の充実に努めます (人権文化課)</li> <li>○ 女性のための法律相談の充実に努めます (人権文化課)</li> <li>○ 他市と連携した相談体制の整備に努めます (人権文化課)</li> <li>○ DV被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます (人権文化課)</li> <li>○ 相談窓口の広報活動を充実します (人権文化課)</li> </ul> <p><b>(2)連携体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府や関係機関・庁内関係課と連携して対応を図ります (人権文化課・関係各課)</li> <li>○ 「寝屋川市DV被害者支援連絡会」の充実に努めます (人権文化課・関係各課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口相談するよう助言しましょう</li> <li>○ DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう</li> <li>○ 専門相談を活用して問題の解決に結び付けましょう</li> <li>○ 自立に向けて相談や情報等を活用しましょう</li> </ul>

## 課題4 配偶者等からの暴力（DV）被害者への保護・自立支援

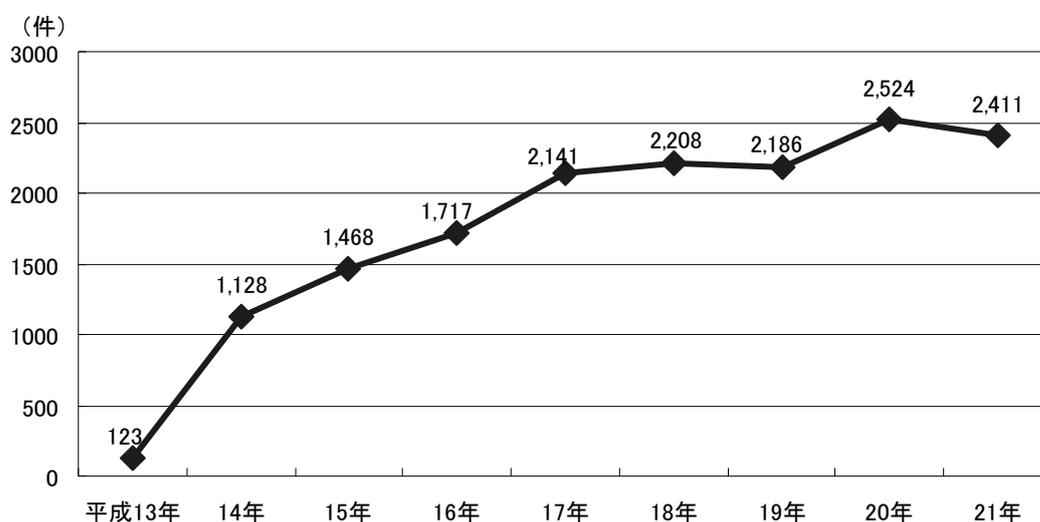
### 【現状と課題】

配偶者暴力防止法の制定を機に、DV被害者の保護に関しては、制度化と取組が進められてきましたが、今後も各関係機関と連携した適切な対応が必要となります。

DV被害からの回復には、DVを受けていた年数以上の時間が必要だと言われており、被害者は暴力から逃れた後も、長期間にわたって精神的な不安定さや体の不調、経済的困難を抱える場合も多くあります。

このことから、DV被害を受けている当事者の自立に向けて、今後も精神的・身体的・経済的に安心して生活を送ることができるよう、様々な機関の連携を強化し、継続した取組を行うことが必要です。

図 一時保護命令件数の推移(国)



資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
<p><b>(1) 被害者保護のための支援</b></p> <p>○ 府や関係機関等と連携して、被害者が安心できる緊急一時避難体制を整備します (人権文化課)</p> <p><b>(2) 生活自立のための支援</b></p> <p>○ DV被害者やその子どもへの行政手続き等に関する情報提供や助言を行います (人権文化課・関係各課)</p> <p>○ DV被害者へ住宅に関する情報提供を行います (人権文化課・関係各課)</p> <p>○ DV被害者の心身の回復を支援します (人権文化課・関係各課)</p>	<p>○ DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう</p>

## 第4章 プランの推進

---

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野に男女共同参画の視点を組み入れていくことが求められています。プランの推進に当たっては、次の推進体制等で施策を展開していきます。

### 1. 男女共同参画推進体制の確立

#### (1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、市長を本部長とする、男女共同参画推進本部において、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

#### (2) 男女共同参画審議会

学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、施策の進捗状況等に関する審議をしていただき、提言や御意見等を踏まえて、男女共同参画を推進します。

#### (3) 男女共同参画推進センター

「市立男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）」を、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、次の事業の充実を目指します。

- ①講座等…男女共同参画の視点からの講座等の実施
- ②相談…女性の心の悩み相談（カウンセリング）の実施  
女性のための法律相談の実施  
男性のための悩み相談（カウンセリング）の実施
- ③情報・資料の収集・提供…男女共同参画の視点からの資料や図書、ビデオ等の収集・提供
- ④活動支援…男女共同参画を推進する自主活動への支援
- ⑤交流…男女共同参画の推進に向けた個人やグループの交流、ネットワークづくりの支援
- ⑥一時保育…講座等に安心して参加できるような支援

### 2. プランの進行管理

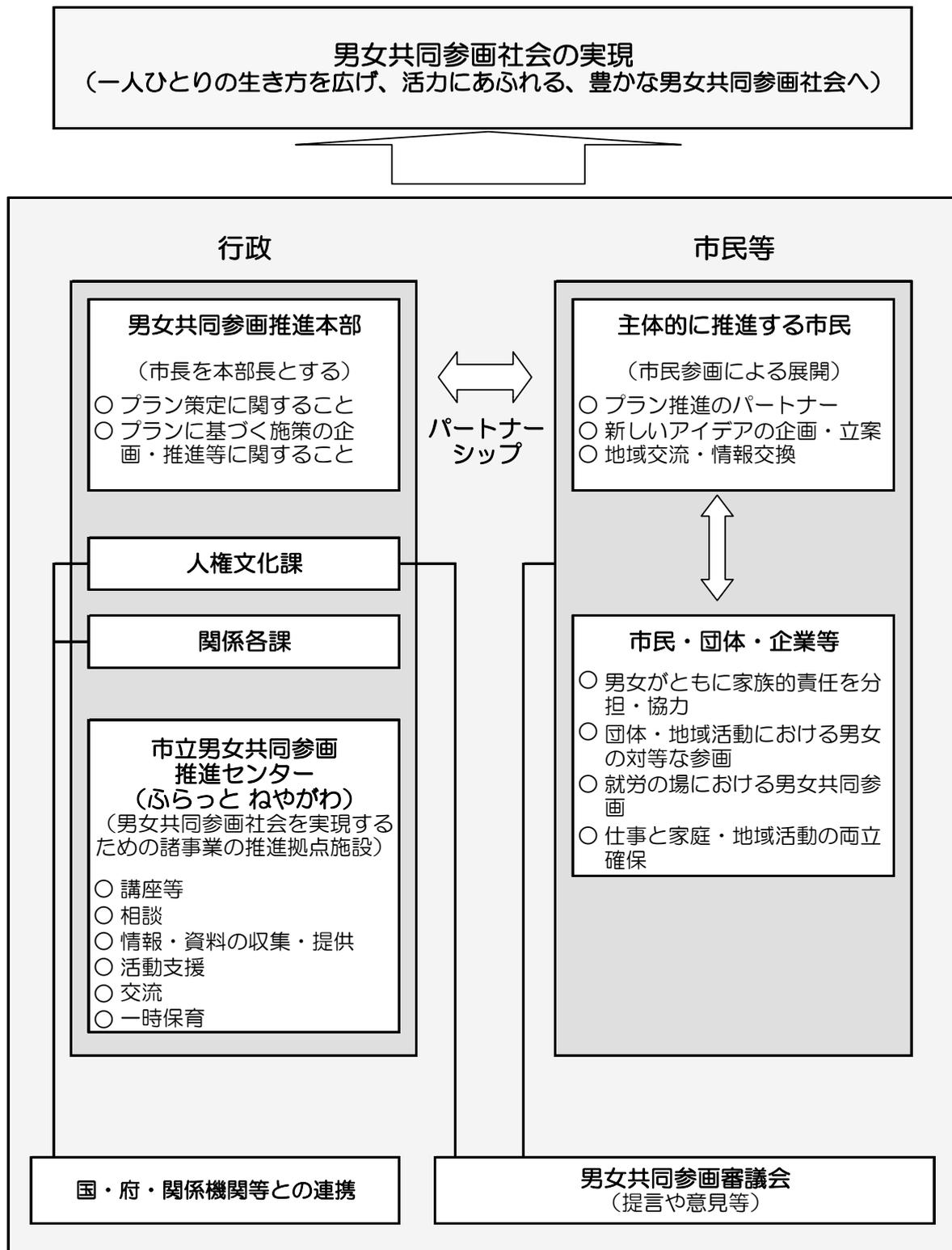
- ① プランの進捗状況について継続的に確認するとともに、市民への積極的な情報提供を行うため、施策の推進状況を取りまとめて公表します。
- ② プランの実効性と計画性を高めるため、できる限り市民に分かりやすい数値目標の設定に努めます。

### 3. 目標数値を設定する施策

基本 目標	指 標	現在（直近）の状況		平成 32 年度まで の目標数値
Ⅰ	審議会等への女性委員の登用比率	26.3%	平成 22 年 4 月 1 日 現在	30.0%
	女性委員のいない審議会等の割合	24.0%	平成 22 年 4 月 1 日 現在	0%
	市職員の女性管理職比率	係長以上 16.3%	平成 22 年 4 月 1 日 現在	係長以上 30.0%
Ⅱ	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	42.5%	平成 21 年度	50.0%
	ジェンダー（社会的・文化的性別）の認知度	40.5%	平成 21 年度	50.0%
Ⅲ	「職場」において「男女平等」と感じる市民の割合	24.4%	平成 21 年度	35.0%
Ⅳ	保育所（園）の利用率	31.7%	平成 22 年 4 月 1 日 現在	40.0%
	地域子育て拠点の箇所数	6 箇所	平成 22 年 4 月 1 日 現在	12 箇所
Ⅴ	地域包括支援センターの相談件数	2,502 件	平成 21 年度	3,700 件
Ⅵ	乳がん検診の受診率	11.8%	平成 21 年度	30.0%
Ⅶ	DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度	89.5%	平成 21 年度	100%
	配偶者等からの「なぐる、ける」行為について、暴力と認識する人の割合	87.4%	平成 21 年度	100%
	配偶者等からの「壁に物を投げるなど、脅かす」行為について、暴力と認識する人の割合	70.9%	平成 21 年度	100%

#### 4. 市民・関係機関等との連携

- ① 市民、団体、企業等と連携を密にし、自主的な取組が促進されるよう、~~対等な~~パートナーとして協働して進めていきます。
- ② 国、府や関係機関等と連携、協力を図り、より一層の効果的な施策の推進に努めます。



## 参考資料

### 【男女共同参画に関する世界・国・府・市の動き】

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ○市の動き
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置	
昭和51年 (1976年)			■労働部に「女性問題担当」設置
昭和52年 (1977年)			■「大阪府婦人問題企画推進会議」設置
昭和53年 (1978年)		・総理府「婦人の現状と施策」—国内行動計画に関する報告書を公表	
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		■「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		■企画部に「婦人政策係」設置
昭和56年 (1981年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・民法の一部改正(配偶者の相続分を1/3→1/2(子どもとともに相続する場合))	■「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
昭和57年 (1982年)		・労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を発表	■企画部に「婦人政策室」設置
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		・「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立)	○教育委員会社会教育部に「青少年婦人室」設置
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択(1986~2000年)	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	○「婦人問題行動計画を考える会」設置
昭和61年 (1986年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立) ・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	■「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○「寝屋川市女性問題行動計画」策定
昭和63年 (1988年)			○「女性問題を考えるつどい」第1回開催(以後毎年開催) ○女性政策推進本部設置(本部長:市長) ○女性大学講座開設
平成元年 (1989年)	・「子どもの権利条約」採択	・学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化)	
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決		○青少年婦人室を青少年婦人課に改称し女性政策係を設置 ○女性学セミナー開設 ○「ルデュエール」創刊

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ○市の動き
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ■審議会等女性登用目標率を25%に改定 ■「大阪府女性基金」設置 ○女性問題懇話会設置 ○「市制施行40周年記念女性フェスティバル」開催
平成4年 (1992年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置 ・「生活大国5ヵ年計画」策定 ・「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン(新しい農山漁村の女性2001年)」策定 ・介護休業制度に関するガイドライン策定	○女性問題懇話会提言 ○「女と男のねががわフォーラム」を市民の企画運営によって開催(以後毎年開催)
平成5年 (1993年)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 ・国連世界人権会議「ウイーン宣言及び行動計画」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」施行	○女性問題懇話会提言 ○市長公室に女性政策担当設置(女性政策の企画・調整・連絡・啓発を所管)
平成6年 (1994年)	・国際家族年 ・国際人口・開発会議 <sup>①</sup> (カイロ) ・ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	■「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ■ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館 ○女性政策推進本部にて実務担当者会を設置 ○「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO 156号条約」批准 ・「育児休業法」改正「介護休業制度の法制化」 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」スタート	■「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告 ○女性問題懇話会意見書提出 ○第3期女性問題懇話会発足
平成8年 (1996年)	・第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)	・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	■大阪女子大学に女性学研究センター開設 ■「大阪府女性問題懇話会提言書」提出 ○市長公室女性政策担当から企画課に政部人権文化室人権啓発課に女性政策係を組織変更 ○女性問題懇話会提言
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定 ○人権文化部に女性政策課を創設 ○第2期寝屋川市女性行動計画策定
平成10年 (1998年)			■「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称
平成11年 (1999年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定)	■「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議(ニューヨーク)」 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為規制法」施行 ・「介護保険法」施行	○人・ふれあい部に男女共同参画課を創設 ○女性政策推進本部を男女共同参画推進本部と改称 ○男女共同参画審議会発足

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ○市の動き
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・「DV防止法」施行</li> <li>・第1回男女共同参画週間</li> <li>・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女協働社会づくり審議会」答申</li> <li>■「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称</li> <li>■「大阪府男女共同参画計画」(おおさか男女共同参画プラン)策定</li> <li>○地域市民懇談会開催(市内2箇所)</li> <li>○男女共同参画審議会答申</li> <li>○市立男女共同参画推進センター(ふらっと ねやがわ)開設</li> </ul>
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画推進条例」施行</li> <li>○「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>・男女共同参画社会の将来像検討会開催</li> <li>・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「男女いきいき・元気宣言」事業者制度創設</li> <li>■「大阪府男女共同参画審議会」答申</li> </ul>
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」</li> <li>・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ</li> <li>・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝屋川市DV被害者支援連絡会議設置</li> </ul>
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府男女共同参画計画改訂版」(改訂おおさか男女共同参画プラン)策定</li> <li>○寝屋川市男女共同参画審議会</li> <li>「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」の中間見直しについての提言</li> <li>○改訂「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」一部改正</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「DV防止法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申</li> </ul>
平成21年 (2009年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定</li> <li>○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
平成22年 (2010年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議が「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申</li> </ul>	

## 【用語解説】

### ◇ジェンダー

(gender)

オス・メスという生物学的性別（セックス/sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー（社会的・文化的性別）」という。「ジェンダー（社会的・文化的性別）」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### ◇エンパワーメント

(empowerment)

平成7(1995)年の北京女性会議のころから一般的に使われ出した言葉。「潜在的に持っている力を再発見し、その能力を発揮していくこと」を意味する。政治、経済、社会、家庭等のあらゆる分野で、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

### ◇固定的な性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように性別によって、その役割が固定された状態をいう。社会的、政治的、文化的な男女の固定化したあり方を含め、社会のあらゆる分野に浸透している。特に、日本ではこの考え方が根強く、男女共に生き方の幅がせばめられ、個人の能力を発揮できにくくなっていることが問題だとされている。

### ◇積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

(positive action)

継続的に不平等な待遇を受けてきた人たちを優先的に取り扱うよう義務づけることによって、「機会の平等」より一步進んだ「実質的な機会の均等」を獲得することをねらいとした措置をいう。労働や政治の分野でよく言われており、不平等な立場におかれている人に対して優先枠を設ける＝クォータ制の採用や、目標や達成年次を定めること等、具体的な実行計画の設定が、これに含まれる。

### ◇開発と女性

(women in development=W I D)

「開発における女性の役割」の重要性を認識した研究や開発・援助のプログラムのことをいう。日本語では「開発と女性」と訳され、開発を女性の立場から見直し、女性が受益者としてだけでなく、主体的な担い手として、開発過程のあらゆる段階にかかわることを重視する。1950～60年代、開発途上国への開発援助が進むなかで、開発によって必ずしも途上国の女性の生活が改善せず、むしろ開発過程から女性が排除され周辺化される状況がみられるようになった。その反省として「開発と女性」を巡る問題が検討されるようになり、昭和50(1975)年の国際婦人年世界会議を契機として、「平等・開発・平和」を目標に、取組が進められてきた。

### ◇セクシュアル・ハラスメント

(sexual harassment)

性的いやがらせのこと。「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応に

よって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」(厚生労働省)を言う。性的な性質の言動とは、身体への不必要な接触、性的冗談やからかい等のほか、ヌードポスターの掲示等、様々な様態のものが含まれる。雇用の場に限らず、施設の職員とその利用者や、団体における構成員間等でおこるハラスメントも問題となっている。改正男女雇用機会均等法には、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のために、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられることになった。

#### ◇ノーマライゼーション

(normalization)

障害がある人もない人も同じように暮らせる社会が当たりまえの(ノーマルな)社会であり、障害を持ちつつ、他の人と同じように生活できる社会をつくることを目指す社会福祉の基本となる考え方。障害者に対してのみならず、高齢者や子ども等を含む。

#### ◇性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

(reproductive health/rights)

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。平成6(1994)年9月にカイロで開催された国際人口・開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」はその中の重要な考え方の一つで、女性がいつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた良好な健康の管理が含まれる。

#### ◇配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)

(domestic violence=DV)

夫や恋人等ごく親しい間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力を含み、身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取組が求められている。平成13(2001)年4月に「配偶者暴力防止法」が成立し、配偶者からの身体に対する暴力等は犯罪として認められることになった。

#### ◇ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事だけでなく家庭や地域生活等においても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を選択・実現することができる状態のこと。平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されている。

#### ◇キャリア教育

将来を見据えながら性別に関係なく個人の内面の成長・発達を促し、勤労観、職業観を身につけることで一人の社会人・職業人として自立していく力等を育てていくことを目指した教育。

◇アイデンティティ

自己同一性、主体性等と訳される。自分はこのような人間であるという明確な存在意識。

※法律や条例の名称

- 男女雇用機会均等法（「雇用の分野における男女の均等な機会及び均等待遇の確保等に関する法律」）
- 配偶者暴力防止法または、DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）
- 育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）
- パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）
- 女子差別撤廃条約（「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）